

行政区域再編成の試みと社会主義的 行政区域について

—— とくに“広域行政圏”と“군
(=郡, gun)”をめぐって ——

駒 井 正 一

はじめに

ここ2、3年の間に、日本地理学会による「広域中心都市」、日本地理学会・人文地理学会による「行政区域再編成と地理学的地域」と題するシンポジウムが開かれている。⁽¹⁾ このことは、最近の“行政区域変動の試み”に対し、地理学の分野においても、ようやく関心が高まってきていることを示している。

“行政区域変動の試み”とは、具体的には経済の発展にともない、現行の行政区域がなんらかの意味で狭小化したとし、従来の行政区域たる府県廃止や、新たに“道州制”をもふくめた“広域行政圏・区域”を制定しようとする試みや計画をさす。これには、いうまでもなく政治的レベルで、国民に「提起」された「日本列島改造論」や「新全国総合開発計画（新全総）」の相当部分も含まれる。

本稿では、まず、このような行政区域変動の試みおよびその具体的内容としての“広域行政圏・区域”そのもたらす住民の生活、地方自治への影響に関する問題の基本的性格について、若干の資本主義国の例をあげ、考察する。そして、その社会主義の場合について比較考察し、とりわけチヨソン民主主義人民共和国の場合とくに“군 (=郡, gun)”について考察するものである。

1 資本主義国における広域行政区域への再編の試み

(i) “広域行政圏”は「都市と農村の有機的結合強化のために」実施されるか

地域の再編成という場合、地方都市が中核となり、周辺の農、山、漁村を有機的に結びつけるという観点から論ぜられることが多い。また、最近のモータリゼーションの普及などにもない住民の行動半径が拡大したため、現実の市町村のワクをこえた日常生活圏が形成されているという「事実」から出発する論も多い。この二つの方向は、ふつう統一的に述べられており、しばしば、広域市町村圏確立の方向、市町村「連合」、新全総の事実上の具体化、そして、日本列島改造論の計画化など“確たる”プランニングとなってあらわれている。⁽²⁾ この論では、従来の「地域開発が、都市は都市だけ、農村は農村だけの立場」⁽³⁾ ですすめられてきた反省の上にならって、都市と農村の有機的結合の強化をはかるという点が強調される。そして、「(都市と農村との)結びつきを緊密にするには、両者が行政的に一体化することが

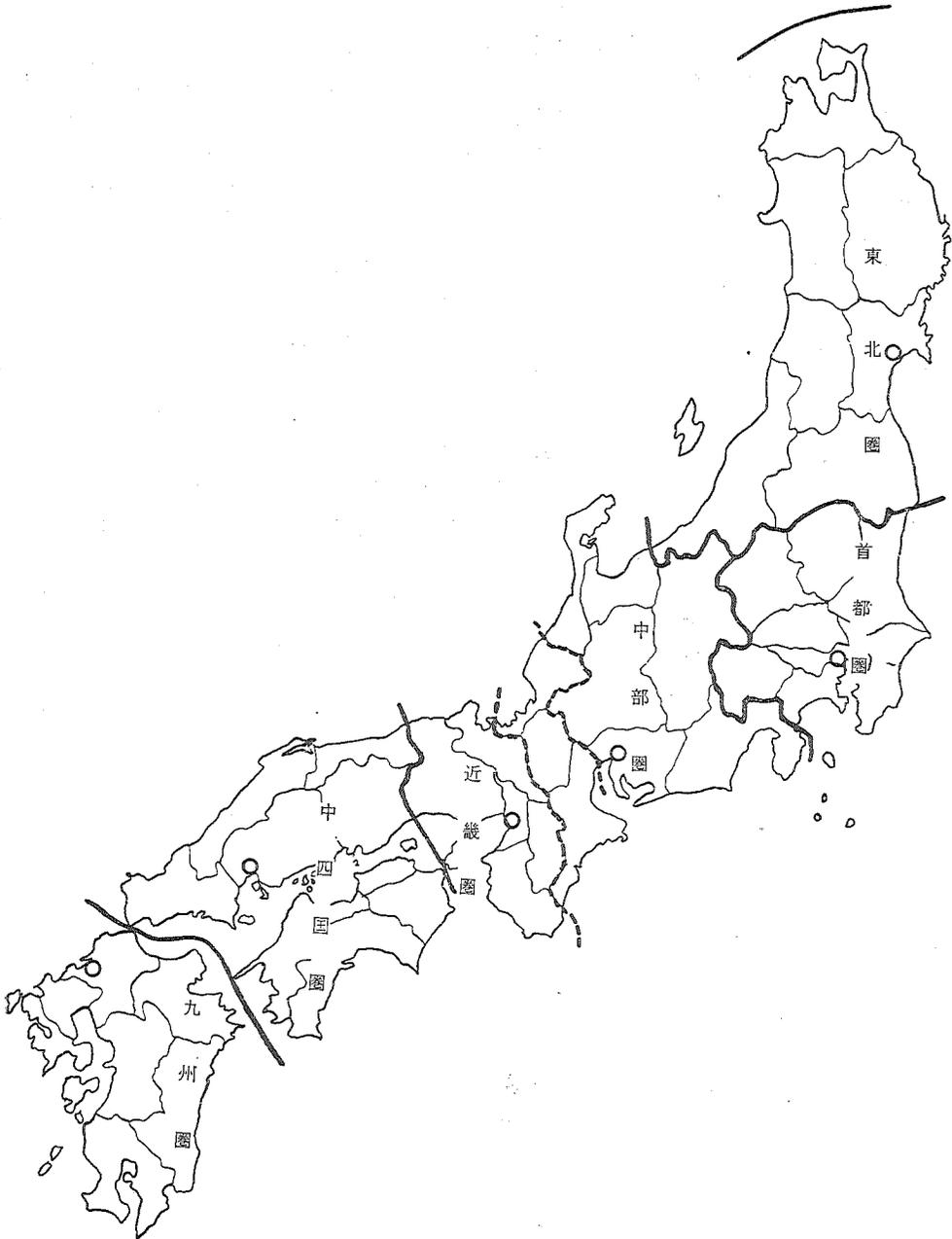
必要とされる。それは、行政的に一つの自治体が構成されることによって、はじめて問題が真剣に考えられ、また施策も強力に実行されるから」⁽⁴⁾ だとされる。また、「近時数府県に跨る広域犯罪が量的に増加し質的にも悪質化してきている」こと、大都市周辺の住民の居住と職場の分離による府県民としての意識の後退、電話普及による全国同時通話方式、郵便番号制度の採用等が指摘⁽⁵⁾され、広域化が行政的にも望まれるという社会情勢が高まってきているとされる。そのために、たとえば、市町村の第2次合併を積極的におしすすめ、新全総のように、人口20~40万の地方中核都市の形成がめざされる。また地理学者から、「現在の府県制を廃止し、都市を中心とする広域行政圏によって地方自治体の再編成を行う」⁽⁶⁾ ことという提案がなされるのである。たしかに、日本における地域開発、とりわけ町村合併は、少くとも、1950年代までは、農村どうしの合併であり、資本の蓄積、教育施設、労働力の創出をはかったものであった。そして、1960年代では、人口20~30万都市を中核とした周辺農村部の合併であった。また、「地域開発」推進と「高度経済成長」を下からささえるための都市合併であり、産業拠点、大都市開発等をはかったものであった。そしてしかも、いずれも、真の意味での農村部と都市部との有機的結合をはかったものではなかった⁽⁷⁾といえるのである。したがって、地方の財政力を強め、都市と農村との結びつきを強め開発する必要が生じてきたともいえる。そのためには、都市部、農村部を含んだ“広域活動”も必要であろう。それゆえ、地方行政の主体としての府県は、面積、人口ともある程度の基準に達してこそ、近代行政一民主主義政治下における一の担い手としての役割を円滑にはたしうとする⁽⁸⁾ 地理的決定論も登場する。また、具体案としては、1968年の第9次地方制度調査会の答申の地方公共団体「連合」構想をうけ、政府レベルにおいて、ロンドン・カウンティ、大ニューヨーク設立の古典的な例⁽⁹⁾に示されたような地方自治法改正をともなった政策があらわれる。次のごとき、地方自治法第285条の改正である。

第285条 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関し、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に共同処理するための市町村の一部事務組合（以下「連合」という。）については、市町村は、その共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理する事務と同一の種類でなくても、これを妨げるものではない、と。

そして、「広域的な都市相互間の共同処理方式を実現し、大都市行政の一元化と広域化をはかる」⁽¹⁰⁾ 日本列島改造論に結実する。

また、一方では、広域生活圏を「地域開発」のための基礎単位として位置づけ、日本国土の大きかりな「開発」をねらった新全総においても、府県制の廃止、市町村合併をともなう広域行政圏の確立がはかられているのである。新全総では次のように示されている。

「過密・過疎現象を基本的に解決し、経済社会の飛躍的發展を図るためには現在進められている種々の対策の成果を踏まえつつ、国土利用の硬直性を打破し、新しい社会へ積極的に対応し、新しい環境を形成するという観点から国土利用の抜本的な再編成を図る以外にない。」⁽¹¹⁾そして、そのために、「首都東京をはじめ、中枢管理機能の大集積地である札幌、仙台、名古屋、大阪、広島および福岡を結びながら、全国の地方中核都市と連結し、さらにこれらの都市の一次圏内のサブネットワークを介して、日本列島の全域に、その効果を及ぼす



第1図 新全総ブロック区分図

(注) 福井, 三重, 滋賀は中部圏, 近畿圏に重複

『新全総』p.46より作成(北海道略以下同じ)

ように新ネットワークを形成する。』⁽¹²⁾ これは、全国を7つの地域にわけ（第1図）地方中核都市を中心に“広域行政圏”の形成をはかるといふ新全総の方向うちでも中心的なものの一つである。ところが、この案は、大正15年に郡制が廃止されたあと、昭和2年に提出された「州庁設置案」における参考案とほとんど同様の内容をもっている点に注意したい。⁽¹³⁾ この法案では、北海道を除き全国の「府県公共団体の区域と国の行政区域との合一を止め教府県を包含する行政区劃として州を設」⁽¹⁴⁾け全土を6州にわけていた。それゆえ、新全総の方向は、数次の生活圏を含む、いわば、日常生活圏の広域化を理由に施行しようとする道州制の方向でもあるといえる。「6州の区劃は地勢交通其の他の事情を参酌して定」め、「州庁所在地は各州中最も枢要の地を選」び「仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の六市と」した。所管区域は、第2図のとおりであった。⁽¹⁵⁾

そして、この、北海道を含め全国を7から10数こにわける広域行政圏の試みは、日本資本主義の発達の過程で、数次にわたり提出されたり、提出が試みられてきたのである。1943年には、全国を9ブロックにわけた地方行政協議会、1945年には、地方総監府制が試みられた。後者は、「大東亞戦争ニ際シ地方ニ於ル各般ノ行政ヲ統轄」する（傍点筆者）という国防建設の意図ももっていた。⁽¹⁶⁾ こうした試みには必ず「州長官の地位を親任官又は親補せらるる勅任官とすること」、また、「州長官は管内の府縣市町村其の他の公共団体を監督する」⁽¹⁷⁾ものとして、州＝地方自治体における住民の自治を制限していた。

戦後もまたこの「伝統」をうけつぎ、1957年における地方制度調査会では、国と市町村の間に第3図のごとき中間団体たる「地方」がだされた。⁽¹⁸⁾ また、そのときの少数意見も現行の3～4府県を統合した「県（仮称）」を提起した（第4図）。そして、1970年の日本商工会議所の試案、⁽¹⁹⁾ “道州制で新しい国づくりを”における8道州制案などが続く。そこでは、

1. 道州制とは

道州制とは、今日および将来の社会・経済情勢および国民生活にふさわしい新しい地方制度です。

われわれが提唱する道州制とは、次のようなものです。

とソフトに語りかけ、

(1) 道州の性格

道州は、府県に代わり、国と市町村との中間に位置する地方公共団体です。

(2) 道州の区域

道州の区域は、自然的・地理的環境、文化的風土、社会的・経済的条件、今後の地域開発の方向、住民の連帯感などを考慮して、一体的な行政が可能となるように定められます。

とあり、

(注) 1. 8道州の区域を決めるに当っては、住民、産業界（ゴチックにすべき……筆者）その他各界の意見を十分にとり入れなければなりません、一つの試案を示すと次の図のようになります。

と第5図のごときブロックを想定する。そして最後に、「新たに広域ブロック単位で国と地方自治体の中間的性格をもつ新しい広域地方団体」⁽²⁰⁾として、日本列島改造論において、道州制必要論が展開されるのである。かくて、(1)三重構造論⁽²¹⁾（現行の府県を残すが、そ



第2図 州庁設置案所管区域

田中二郎他編『道州制論』付録資料より作成



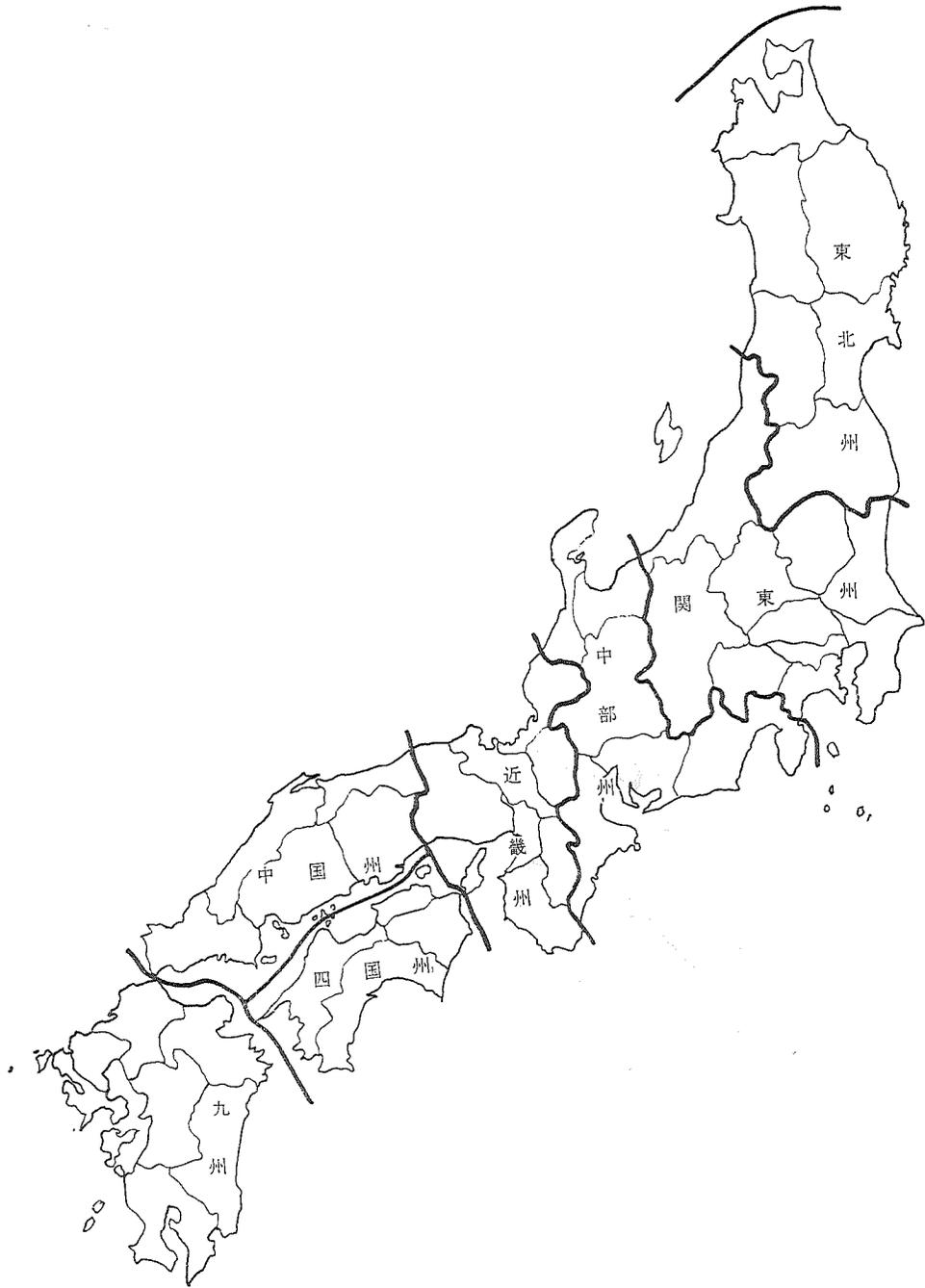
第3図 1957年地方制度調査会答申「地方制」案

(原注) 新潟、長野、福井、三重の諸県又はその一部の区域の所属についてはなお検討を要する
田中二郎他編『道州制論』付録資料より作成



第4図 1957年地方制度調査会答申「府県統合」案

(注)第1案のみ 田中二郎編『道州制論』付録資料より作成



第5図 日本商工会議所案

(原注) 静岡県については、関東州、中部州のいずれに入るかはなお検討を要する
田中二郎他編『道州制論』付録資料より作成

の上に道州をおく), (2)府県解体論(現行の府県のもっている機能のうち, 市町村にあたえるものはあたえる, また国家的なものは道州にあたえる), (3)自治道州論(自治体としての道州を置く), (4)府県廃合論(府県廃合の便宜として道州制を使う)などの道州制の変型が提出されているのである。

したがって, 新全総等の広域行政圏も自治制度の後退⁽²²⁾であり, “広域行政圏”設定により圏内の事務・財政力の強化をとまなうことからすると, 都市と農村の有機的結合をはか

第1表 新全総による各次圏における施設

『新全総』p.36

区 分	日常生活圏施設	広域生活圏施設 (広域共同利用施設)	高次圏域施設
1 教育訓練	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 初等職業訓練施設	養護学校, 盲学校, ろう学校, 短大, 高等専門学校, 青年の家, 社会教育施設, 高等職業訓練施設, 農業研修センター, 自動車練習所	大学, 研究所, 臨海・林間学校, 国立青年の家, 総合技能センター, 特殊技術者養成所, 身障者職業訓練所
2 文化	図書館, 児童文化会館	映画館, 総合図書館, 劇場, 展示場, 催場, 美術館, 音楽堂	国立劇場, 博物館, 資料館, 科学館
3 集 会	集会所, 公民館	文化センター, 市民会館, 勤労青少年ホーム, 結婚式場, 葬祭場	国際会議場, 国際文化センター
4 保健医療	診療所, 病院	総合的病院, 保健所, 救急医療センター	地方衛生研究所, 精神衛生センター, がんセンター, 医療センター
5 環境衛生	公衆浴場, 公衆便所, 理容所, 美容所	墓地, 火葬場, と場	
6 福 祉	保育所, 老人福祉施設, 児童館, 福祉センター, 児童遊園	特別養護老人ホーム, 精神薄弱者援護施設, 母子福祉施設, 身障者更生援護施設, 働く婦人の家, 中小企業福祉施設, 勤労者総合福祉センター	勤労青少年センター, 重症心身障害児施設, コロニー, リハビリテーションセンター, 厚生年金会館
7 体育, スポーツ・レクリエーション	児童公園, 近隣公園, 地区公園, 遊歩道, 体育館, 運動場, プール, 分区園	セントラルパーク, 森林公園, ゴルフ場, 総合運動場, 動植物園, 休養施設	公開庭園, 総合公園, 自然公園, 遊園地, スキー場, スケート場, キャンプ場, マリンセンター, 海水浴場, 保養地, キャラバンサイト, 休暇村, 農園, 国民保養温泉地, 自然遊歩道
8 ショッピング	スーパーマーケット, 商店街, 小売市場	ショッピングセンター, デパート	高級品専門店街
9 保安・防災	駐在所, 派出所, 緊急通報器, 消火せん, 防火用貯水そう, 消防署, 街燈, 避難広場, シャ断緑地, 雪害防除施設, 消雪施設	警察署, 特殊消防センター	



第6図 地方圏配置図

(注) 北海道南部と青森県は同一圏
西山卯三『地域空間論』p.258より作成

るよりも、逆に、農村からの都市への安い労働力の吸引つまり過疎へのいっそうの進展がみられるものと思われる。また、地方中核都市のまわりに、たえず都市に指向せざるをえない農、山、漁村が出現することになるものと思われる。これは、広域行政圏の場合、管理機能及び本来の住民用公共的消費手段すなわち地方の生活のための施設は、都市に集中されるというのが必定だからである。つまり公共施設の一点集中がおこり、住民にとり不便な事態がおこるのである。このことは、新全総における各次圏の施設（第1表）が各圏域の中心部に集中し、従来の農村部や過疎地域に人口が少ないがゆえに敷設されないことをみれば明らかである。圏域のすべての住民は地方中核都市へなんども足をはこべないのである。生活圏の一次圏⁽²³⁾が、大都市で30～50km、地方都市で20～30km、農村地域で20kmからしてもこのことはいえるだろう。

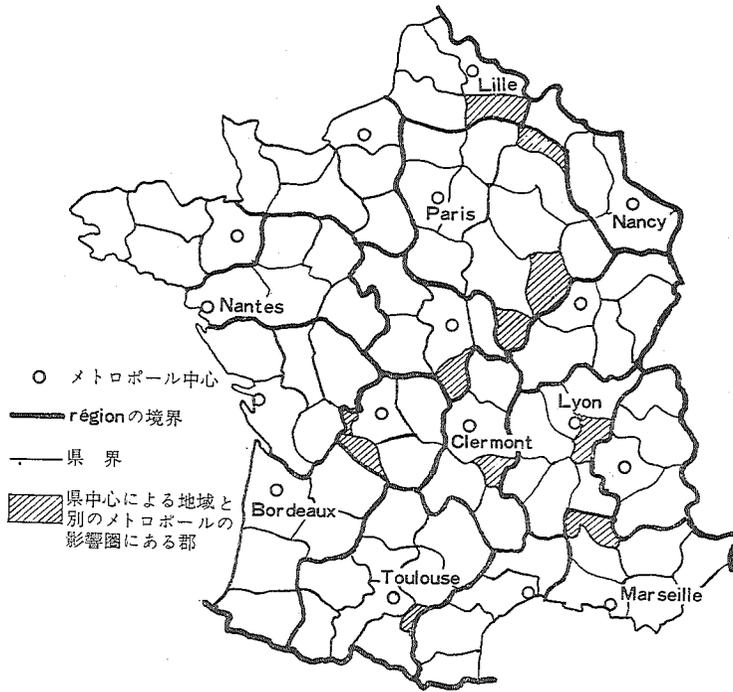
新全総では、「国土利用の抜本的な再編成を図り、37万平方キロメートルの国土を有効に利用するために、中枢管理機能の集積と物的流通の機構とを広域的に体系化する新しいネットワークを整備する」⁽²⁴⁾とある。日本列島改造論では、「9000キロメートル以上にわたる全国新幹線鉄道網が実現すれば、日本列島の拠点都市がそれぞれ1～3時間の圏内にはいり、拠点都市どうしが事実上、一体化する。新潟市内は東京都内と同じになり、富山市内と同様になる」⁽²⁵⁾とある。つまり、このような施設の都市集中をともなった広域行政圏の全国ネットワーク化である。これには、都市への過度の集中と巨大化、混乱と過密をふせぎ、農業地域とのバランスなどが考慮されねばならない。その意味において、一次圏を住民の生活環境を整備するための基礎単位であることを明確にし、農業地域からみた都市配置の限度構成を考慮に入れ全国を第6図のようにわけた西山らの試みは⁽²⁶⁾注目される。ただ、この場合、西山は、「全経済が国家計画によってすすめられるような社会体制でないとは不可能であり、そのような条件が整備されてもかなり困難な問題であることを指摘しておくことを忘れてはいない。

(d) 地方中核都市を中心とする広域行政圏をめざすフランスの場合

ところで、広域行政区域「確立」の方向は日本特有のものなのだろうか。

そこで、地方中核都市を中心とする広域行政圏の確立をめざそうとしているフランスの場合を考察しよう。

すでに、1910～11年において、かの Paul Vidal de la Blache は従来のフランスの県 *départments* が、フランスの都市発展、工業集中などの経済的事情により、時代遅れになったことを指摘⁽²⁷⁾し、新しい地域の設定を試みている。彼はあらゆる都市が諸関係の結節の役割をはたし、しかも、その結節力は都市により異なることに注目し、第7図のごとき地域区分を試みた。そしてその後、A. Demangeon の試み⁽²⁸⁾にいたる。彼は、中央と県との中級地域としての経済的・社会的統一体なるものを *région* とし、この *région* 組織にとって中核としての役をはたす都市を想定した。彼はこのとき、具体的な境界設定はしていないとされる。戦後、J. Labasse はメトロポールを中心にその商業サービス機能のハニイから9地域を設定した。⁽²⁹⁾（第8図）パリを除く8大中核都市が均衡都市となりその影響圏を *région* とした。また、J. R. Boudeville は、計画空間を設定し、地域の再編成に影響を与えた。計画空間とは「その各部分が、あたかも幾つかの子会社が一つの親会社から発するように、一



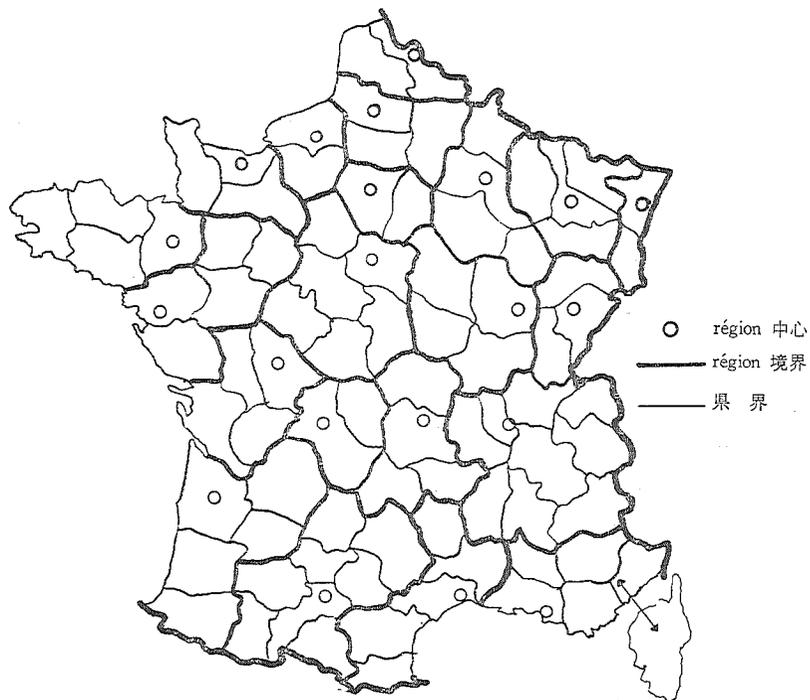
第7図 P. Vidal de la Blache による région 区分
 野沢秀樹「フランスにおける地域概念と地域区分」p.45より



第8図 J. Labasse による région 区分
 野沢秀樹 同上p.49より

つの決定意志 (une décision) に浸透されているごとき空間であり、「所与の経済目的を達するために、一つの司令当局が保有する用具である。」「一般的に言えば、計画空間は、所与の期間 (たとえば5年とか10年) に所与の目的を実現するために、いかなる地理的手段を選ぶべきかについての分析である」とした。その地理的手段として、「たとえば、ある型の主動産業をどこにおくか、あるいは、逆にある所与の地域で主動産業として何をえらぶか、新しい交通路 (鉄道、道路、航路) の敷設、新しいエネルギー源の創出、賃金の地方的水準の設定等、所与の目的を達するための地域的措置の全体」⁽³⁰⁾ を想定した。そして、従来の地域の一体化 l'agrégation を提唱した。

こうした構想の延長上にあり、従来の県のワクをこえる広域行政圏設定の試みは、近年政治レベルで語られはじめている。そして、ある意味では、すでに実施されているといえよう。それは、1960年の官報による21の計画空間の設定であり、実際には、1964年、région = レジヨン = 地域計画の区画、すなわち Boudeville が指摘したごとき将来の展望的行政区画として中央政府と県との間に設けられ⁽³¹⁾ たものである。(第9図) その役割をみると、(1)行政的調整、(2)経済開発、(3)国土整備上の政府施策の促進をはかるとされる。また、注目すべきことに、région の知事は内務大臣の任命なのである。そのため、この地域の住民の参加、自治権がなく、その計画の実行、地域への経済的「充足」のみが追求され、住民の自治、地方の振興の観点がおとされてしまうのである。こうした点は、強化される傾向にあ



第9図 1964年 région 区分図

Club J. Moulin : Les Citoyens au Pouvoir

12Régions 2000 Communes (邦訳) p.18より

る。フランス人は non! を選択し、結局廃案においこまれざるを得なかった1969年のドゴールの地方制度改革案における意図をよみとれば、この問題の本質はいっそう明らかとなる。ドゴールの地方制度改革案⁽³²⁾とは次のとおりである。

第1章 憲法上の規定 (Disposition constitutionnelles)

第1条 憲法第72条 (共和国の地方公共団体はコミューン・県・海外領土である。その他の地方公共団体は、すべて法律により設けられる。地方公共団体は、選出された議会により、かつ法律の定めるところに従って、自由に行政を行なり、県および海外領土において、政府の代表者(知事)は、国家的利益と行政の規制を管掌し、かつ法律の尊重の責任を負う。)

は次のように改正される。

「共和国の地方公共団体は、コミューン、県、レジョンおよび海外領土である。(略)」(傍点筆者、以下同じ)

.....
.....

「県、レジョンおよび海外領土において、政府の代表者は、国家的利益と行政の規制を管掌し、かつ法律の尊重の責任を負う」

第2章 総則 (Dispositions générales)

第2条 レジョンは、経済的、社会的、文化的発展ならびに当該地域の国土整備に貢献する使命をもつ地方公共団体である。

以上の目的のために、レジョンは法律によって与えられた権限を自由に行使する。

第3条 レジョンの境界は1960年6月2日の命令第60—516号によるものである。

.....

第5条 レジョン知事 (Préfet de région) はレジョンにおける政府の代表者である。(略)

第6条 レジョンは、公共施設についての権限をもつ。この資格に基づいて、レジョンは、公共施設の建設、維持、管理につき、またその建設を請負う地方公共団体および公・私法人に補助金を交付するにつき、国にとって代わる。権限の委譲の部門は以下のとおりである。

— 公衆衛生と社会生活に関する施設

— 文化施設と歴史的記念物

— 初等中等教育の学校施設

— リセ (国立高等学校)、農業単科大学、農業基礎研究機関の設備

— 職業訓練所の整備

— スポーツならびに社会・教育的施設

— 都市施設ならびに都市間、都市内交通施設

— 上下水道および下水処理事業

— 道路

— 民間空港

— 港湾、海軍工廠、河川工作物等の施設

— 水路

— 洪水高波防止事業

— 水利土木工事

— 村落への公共サービスおよび土地の改良

— 村落の住居整備

- 非国有林の管理
- 地方の自然公園，施行施設の整備
- 国の専門的なサービスに供せられるもの以外の公共建造物の整備，（略）

第7条 レジョンはまた次のような権限をもつ

- 住宅建設に対して公的援助を行なう。
- 都市計画の実施に参加する。

.....
.....

国は前条と本条に列挙されたそれぞれのセクターにおいて，地方公共団体の全部あるいは一部に適用される規正的手段を講じる権限を有する。

つまり，ドゴール改革案では，région を第1条，第2条のごとく，地方公共団体にくみこみながら，第5条のごとく région 知事を政府の代表者として位置づけ，地方公共団体の下からの選出を拒否しているのである。そして，第6条に示されたように，région に対して国の権限を大幅に与え，いわゆる地方公共団体を「中央直結」化しようとしているといえる。したがって，政府の意図が直接 région に反映し第7条の傍点部分のように，直接介入の道をひらいているわけである。これについては，先にみた道州制を région におきかえて考えてみると，両者の設置の意義がいっそうはっきりとうきぼりにされるといえる。

これに対し，現行の“国の地域計画上の区画たる région”とは別に，先の A. Demangeon の直接の延長のごとき試み—région に中核都市を設定し，それに現代的な地域拠点をおき，均衡のための地域中核都市，Lille-Roubaix- Tourcoing, Metz-Nancy, Strasbourg, Lyon-Saint-Étienne-Grenoble, Marseille- Aix, Toulouse, Bordeaux および Nantes-Saint-Nazaire の影響圏別による国土載断の試み⁽³³⁾（第10図）も存在する。そして，12の région にわけ各種の手段が不完備で全国に38,000存在する commune，その首長を住民の直接投票によらない県などの弱点を克服するため，また，既存の région では数が多すぎるとするため，自治権を有した région にわけ“時代おくれの地方指導”を改善しようとする試みも存在する。文化，調査研究，高等研究などの面で，公共施設の整備を行う政府の意図にできるだけ住民の発言権をもたらしようとするものである。ここでは，少くとも広域になるほど消えていく住民の“参加”の状態はみられる。しかし，その際，住民の発言権の保障についての“発言”は具体性をもっていないし，種々の問題が残るといえる。

こうした傾向に対して，市町村が住民にもっとも近い行政区域であることをみなおし，住民の側から地方自治体の民主的運営の提案⁽³⁴⁾がなされている。技術官僚的・役人的・人民管理の埒外にあるものという点を拒否した上での，(1)市町村相互間の民主的協力（市町村の協同，将来の問題としての合同）という手段によって市町村の構造的な進化をはかること。(2)人員の効果的な募集，その持続的な養成と研修，魅力ある昇進条件などによって高度な能力のある市町村公務員を実現することによって，また近代的技術手段の導入によって，行政的・技術的に時代の必要に適応したものにす，というものである。政府が，(1)いろいろな機関を設置して，選出された市町村議会を骨抜きにし，(2)権威主義的に市町村を合併したり，再編成したりし，(3)地方自治体の権限を縮小したり，その他種々の反民主的な措置をとることによって市町村の構造とその運営に打撃を与えている点を指摘している。ここにおいては，自治体議会および住民によって自発的に決定されるものであれば，市町村の合同は利



第10図 均衡のための地域中核都市とその影響圏
同上, p.76より

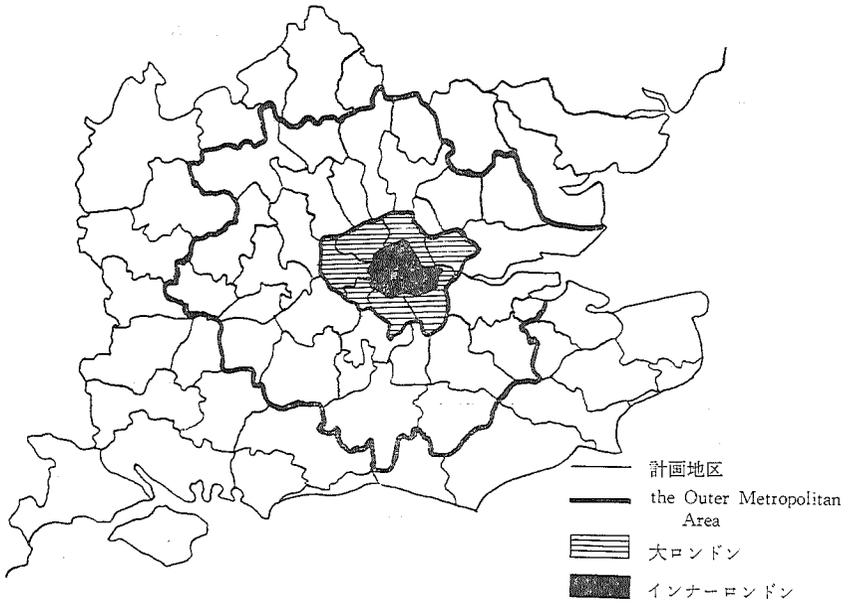
益をもたらすものとしているわけである。

かくて、フランスにおいては、*région* 設立による上からの国の介入の問題と、自治体へからの住民参加の問題がクローズアップされるといえよう⁽³⁵⁾。

(ハ) イギリスの場合

イギリスでは、ニュータウンの形式、そしてその起源である田園都市という形式で、都市と農村の「有機的結合」をはかっている。

1968年、イングランド東南部計画に関する報告書がだされた⁽³⁶⁾。イギリス全土をおおってはいないものの、当該地域における長期的開発のための戦略的なフレームワークを提供するという目的をもっており、フランスにおける地域空間的な地域の把握をしているという点で興味をひくものである。この計画は、ロンドンおよび東南部地域に関する連合団体 (the Standing Conference on London and South East Regional Planning) とイングランド東南部地域経済計画委員会 (the South East Economic Planning Council) により立案されたものである。土地利用形態にかよった地域を計画地区 (第11図) とし、これをいくつかあつめて、戦略を提示する目的で用いるわけである (第12図)。ここでは、第2表のごとき手順をへて、経済目標、田園地域における目標、社会的目標、交通上の目標などをいくつかあげる。うち前2者は次のとおりのもの⁽³⁷⁾である。



第11図 イングランド東南部地域「計画地区」

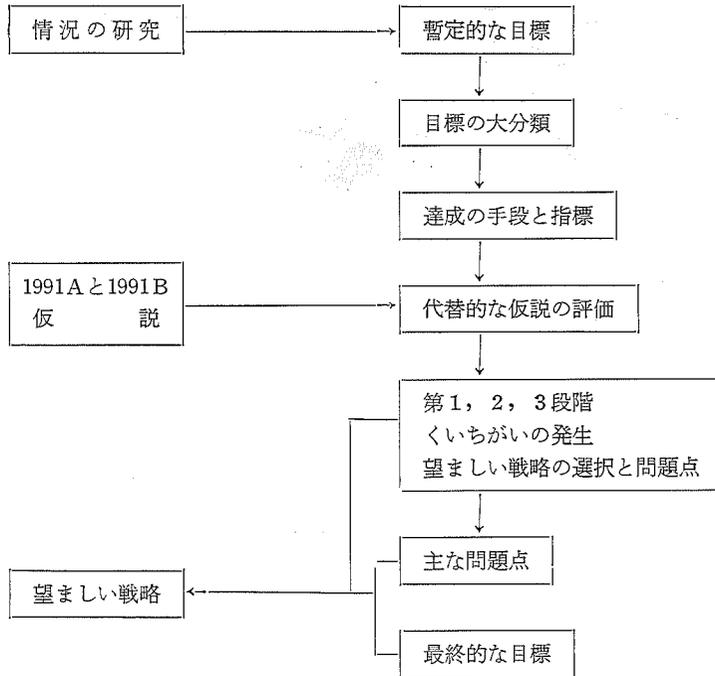
Strategic Plan for the South East, 1970 付録より



第12図 イングランド東南部地域「計画地域」

同上，付録より

第2表 Strategic Plan for the South East, 1970
 における“戦略”作成の手順



Strategic Plan for the South East, 1970, 邦訳p.140より

経済目標

これは、通勤や混雑の問題を引きおこすことなしに、雇用者と労働者の双方にとって適切な労働市場を提供できるような十分な規模とコンパクトさをもった開発拠点を確保することと要約されうる。

暫定的目標

- (a) 地域の労働力の最適利用を可能にし、地域内の効果的な雇用配分を図ること。

.....

- (d) ロンドンの主要な労働力吸引地域を含むロンドン圏の十分な発展と、ロンドン圏外にある拠点における人口および雇用増とを可能にするような都市パターンを確保すること。

- (e)ロンドン圏においてはセントラル・ロンドンの魅力を補完できるような都心機能を、またロンドン圏外にあっては圏外の各都市圏がそれぞれ（経済的にみて）自足完結的になりうる程度の規模を有する都心機能をそれぞれはぐくむような都市パターンを確保すること。

田園地域における目標

これは、田園地域から得られる最大限の便益を確保することと要約される。

暫定的目標

-
-
- (c) 農業生産にとくに適している地域を明らかにし、これらの地域を不適当な土地利用による侵害から守ること。
 - (d) 他の開発による鉱物資源の侵害を避けるとともに、資源開発が田園地域における他の機能と完全に矛盾する区域を除き、とくに供給不足で国にとっても重要な鉱物については、その秩序ある資源開発を図ること。
-

(e) 田園地域にある村落の社会的・経済的な繁栄を維持すること。

経済目標においては、当該地域内の労働力をむだなく企業に吸収することを目標とし、人的資源の開発及び再配置を試みている。これは、都市の立場から、あるいは企業の立場からのべられたものであり、この計画の“戦略”的意図からすれば、中心目標となるものである。したがって田園地域における(d)の目標のように、鉱物資源についてもその開発が優先され、田園地域における労働資源の配置も追求されるわけである。このことは、ロンドンの人口増により、600~700mile²の市街地が必要とされ、道路、貯水池の施設が当然田園地域に要請されることを意味し、「かなりの田園地域の損失は不可避であり、したがって、戦略でもそれを認めている。」⁽³⁸⁾

こうした田園地域の損失は、この地域におけるニュータウンの設立の要素とからみあっている。周知のごとく、イギリスにおけるニュータウンは、Ebenezer Howardの田園都市の運動に由来するものである。「<田園都市>は健康的な生活と産業のために設計された町である。その規模は社会生活を十二分に営むことができる大きさであるが、しかし大きすぎることなく、村落地帯で取り囲まれ、その土地はすべて公的所有であるかもしくはそのコミュニティに委託されるものである。」⁽³⁹⁾ Howardは田園都市に自給自足的な性格をもたそうとしたものであるが、現在、ロンドンにあるいくつかのニュータウンも自足的共同体に発展しつつあるとされる。また、同じくHowardは田園都市に「田園からなる都市と同様に一つの田園のなかにある都市」という定義を与えたが、この点は、第3表のごとくその一つたるウェルウィン⁽⁴⁰⁾の例をみれば、増えている工場の数などからして困難な問題をかかえていることがわかるのである。

こうして、イギリスにおいては、地域内において新たな自治体の成長、田園地域への侵害という要素をふくみつつ、経済的・社会的要求が、行政地域の変革の試みに影響を与えてい

第3表 ウェルウィンの人口、工場数

	人 口	工 場 数	従業員数
ニュータウン指定以前	18,500	69	8,000
1960. 12	33,500	115	11,959
1967	42,000	—	—

後藤一郎「イギリスにおけるニュータウンの建設と地方自治」
『早稲田政治経済学雑誌』184, p.35およびE. ハワード『明日の田園都市』
p.213より作成

るのである。Howard は、“都市と農村の結婚”によって大都市から田園地域を“離婚”させようと試みたが、現在この点の検討がされざるをえなくなっているといえる。

(二) 西ドイツの場合

西ドイツでは、1968年連邦国土整備白書⁽⁴¹⁾ (Raumordnungsbericht 1968 der Bundesregierung) において、現行の国および市町村の行政機構については「もともとその基本は19世紀初頭の前工業時代にできたものである」とし、「したがって、それは工業および技術の発展によってひきおこされた経済および社会構造の変化に即応した変化を全く遂げて⁽⁴²⁾」おらず、「今日ではもう個々の市町村が主要な生活の場ではなくなっているのがふつうだ⁽⁴³⁾」といいきっている。地方における現状は、住民が減少しつつある多くの市町村が、すでにいろいろな行政問題を解決しきれず、その上、住民のさまざまな経済的・社会的・文化的要求を満たしていないとされる。一方、人口集中地域では、その解体や構造的諸関係の改善にせまられている。つまり、“過密、過疎”の問題に当面しているわけである。そして、ここから、地方の行政区域の再編がかたられ、実施されているのである。この点は先にみた、広域行政区域への再編の試みを提出した日本の地理学者の意見と同じであることにおどろかされる。もともと多くの Länder からなるドイツでは、改革についても各州の独自の試み⁽⁴⁴⁾ がみられるが、各州とも、行政区域の再編成にはきわめて積極的で一致している。

バーデン・ヴュルテンブルクでは1968年3月、小市町村行政権強化法が制定され、(1)市町村の統廃合の容易化と促進、(2)町村連合形成の容易化と促進、(3)市町村間の行政協力の促進がうちだされた。この州においては、都市一周辺地問題というものがあり、この法律により周辺市町村に対する大都市の要請をよりスムーズに行おうと試みたものである。

バイエルンでは、確たるプランはだされていないが、いわば日本における「連合」のような「行政共同」やそれ以上のものを確立しようとしている。すなわち、いくつかにまたがる境界発展区域の任務などを、小さな市町村でもそのもち分をはたせようにするばかりでなく、自発的な市町村連合の成立促進をはかろうとする動きがある。

ヘッセンでは、専門の委員会を設け、人口200以上の市町村を近隣の市町村と合併させ、1,500人程度の市町村には、行政と財政の共同化をすすめている。こうした合併は、州議会においても決定されようとしている。

ニーダーザクセンでは、行政単位には、7,000~8,000の人口をようするよう、基準をひきあげようとしている。⁽⁴⁵⁾ 周辺市町村においては、それらの単一市町村への合併、都市への合併がおこなわれるよう改革のための委員会が報告している。

ノルトライン・ヴェストファーレンでは、市町村A型、B型をつくるのが専門委員会により目標とされている。A型とは、最低8,000人にするよう合併される市町村、B型とは、十分施設のとのった市町村で、A型の市町村の周辺地に対して中心機能をはたすものである。この州の専門委員会は、「連合」ではなく、単一の市町村の設立を指導している。「連合」は単一の市町村にくらべ活気にとぼしく、不必要かつ統治行政上このましくないとしている点は注目される。郡については800~1,000km²、20~30万人を有することが前提とされ、従来の人口15万人の小自由都市は、郡に再編入し、現行の37自由都市、57郡をそれぞれ18、37にしようとしている。こうして、郡が市町村をこえた問題に注意するよう役づけられてい

る。このことは、いわゆる日本における広域生活圏の問題にかかわっており、制度がちがうものの後にみるルーマニア、チョソン民主主義人民共和国のそれとの比較をするに値するといえよう。

ラインラント・プファルツでは、1968年の「市町村制度法の改正ならびに市町村改編準備のための州法」により、先の日本の「連合」とほぼ同じ、“連盟市町村”を形成する。そして、自由都市や、大きな郡都市は周辺市町村を合併する。また、1968年10月制定の「ラインラント・プファルツ州行政簡素化第3法案」により39郡が28に減ざられ、郡の規模が拡大された。

シュレスビヒ・ホルスタインでは1966年専門委員会が、地方および区行政組織の改正に関する所見を答申している。

かくて、西ドイツにおける各州においてはなんらかのかたちで、市町村統合がすすめられ、「連合」や合併がおこなわれている。正に新しい「居住の統一性の創意⁽⁴⁶⁾」が発揮されているわけである。そして、地域整備研究機関は、これらの動きと並行して、全国を78の統計上の地域に区分（第13図）し整備を行っているのである。このような各級における行政改革の結合により、西ドイツにおける行政区域改編の試みはさらに急速化する。

そこで、国家レベルでの改編の試みをみてみよう。地域整備関係閣僚委員会と連邦内務大臣直属の地域整備関係諮問委員会は、それぞれ次のような決定を行っている。そこでは、日本における新全総等の動きときわめて類似している点があり、われわれの興味をひく。そこで以下多少長くなるが抜粋しておこう。

(イ) 地域整備計画関係閣僚委員会決定⁽⁴⁷⁾

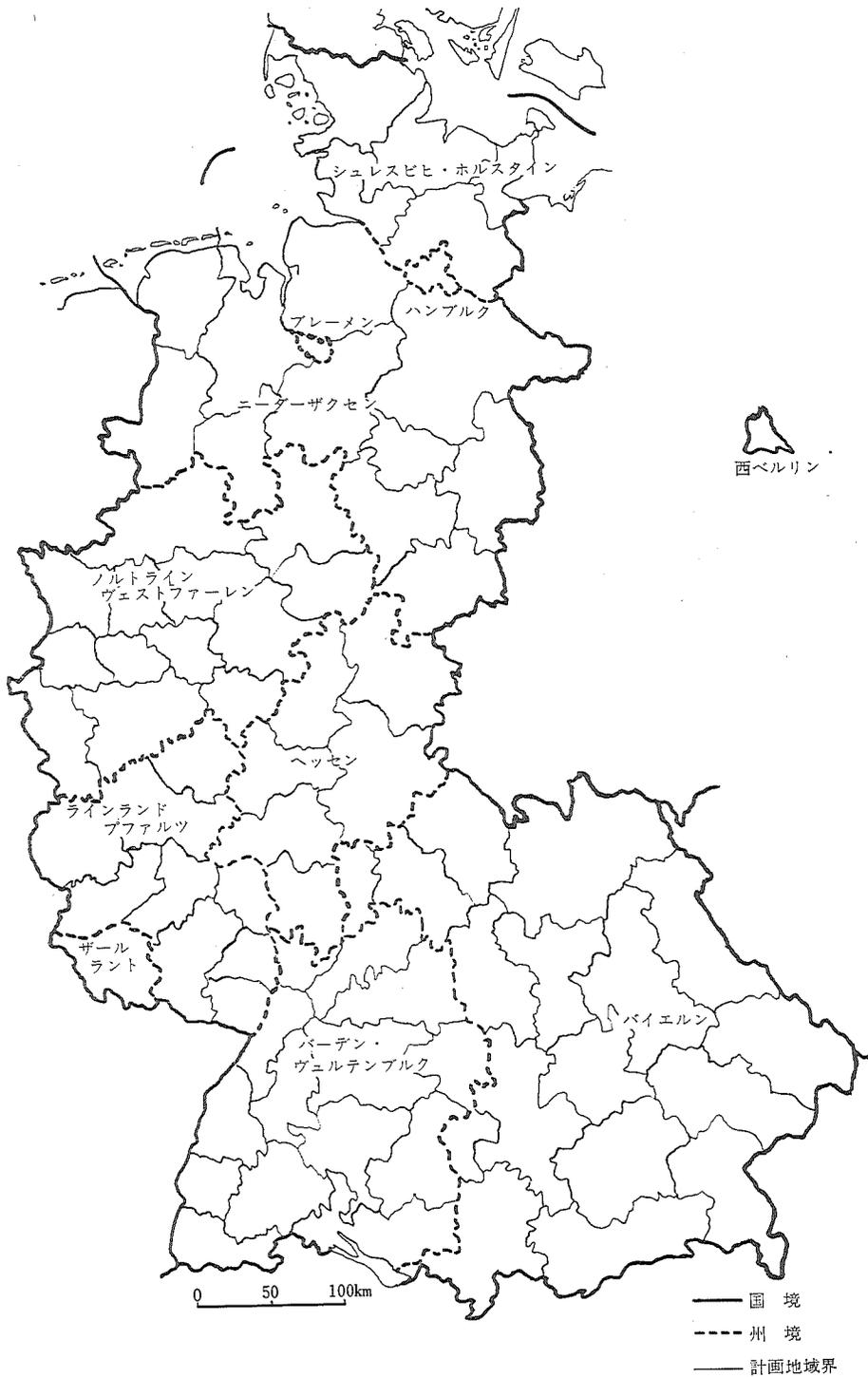
A 中心地とその関連地域（1968.2.8）前文略

1 地域の居住構造は、さまざまな規模と重要性をもつ市町村が相互依存の関係にある場合（関連地域）と市町村が中心地域的役割を形成している場合（中心地）の2つに特徴づけられる。これらの中心地はみずからの需要を越えて関連地域の人びとの必要にも応える義務を負っている。中心地は、社会的・文化的・経済的施設を所有しなければならないし、その施設は自己の住民だけでなく関連地域の住民にも使用されうるものでなければならない。特殊な場合には、関連地域は、多数の中心地域を機能分担させてもつ場合もある。

2 中心地を等級づける場合には、各州における地域整備プログラムあるいは計画において以下の分類が基本とならねばならない。上級中心地、中級中心地、下級中心地、小級中心地。

3 下位の2つの等級は、つぎの任務をもつ。住民の一般的要求のための施設を、文化的・社会的・経済的観点から保証すること（基礎的供給）。これら2つの等級間には本質的区別は全く存在しない。下級中心地は、小級中心地と比較して、その地域にとってより高い中心性（重層的機能性）を全くもっていないからである。下級中心地と小級中心地は、下級中心地が基礎的給付のためにより良く投資されている点においてのみ区別される。小級中心地においては、中心的学校（主要な学校）、遊技場、運動場、健康管理施設（医者、薬店）、さらに個人商業、手工業、サービス業が存在していなければならない。

4 中級、上級中心地はその近接領域のための基礎的供給のほか、まず何よりも、より高度な中心性（重層的機能性）をもっている。



第13図 西ドイツ計画地域

Raumordnungsbericht 1968 der Bundesregierung 付図15より作成

中級中心地は、高度な需要をカバーできなければならず、指導的な高校、実業高校、病院、大きなスポーツ施設、多様な購入機構が所在する。

上級中心地は、特殊化された高度な欲求に答える施設をそなえていなければならず、高卒試験用の教育施設、スポーツ・スタジアム、大病院（専門病院）、劇場、百貨店、専門店、上級行政機関、大銀行、大信用機関が所在する。

- 5 関連地域は、中心機能に対応して区別されるべきであるから、
 - a) 基礎的供給を保証するための各々の中心地の関連地域を、近接領域と規定し、
 - b) 高度な要求を保証する各々の中級、上級中心地のまわりの領域を、中位領域と規定し、
 - c) 特殊化された高度な要求を充足する上級中心地のまわりの領域を、上位領域と規定する。

より高度な中心地は、下級の中心地域の任務を同時に行なう。

6 大都市の過密地区と周辺地域においては、下級の2つの等級の中心機能は、もはや明確には現われない。というのは、ここにおいては、市町村または数個の市町村からなる居住単位が、基礎的供給用の施設をすでにみずから設置しているからである。

7 関連地域の人口は、中心施設に必要な投資額を決定するものとして重要である。(略)

8 住民人口のほか、住民がNo. 1, 3, 4, の意義において施設を使用できるような適度な間隔もまた顧慮されるべきである。適度な間隔には、中心地等級と住民が中心施設を利用する頻度とが基準になる。住民の中心地への移動経費は、時間的にも價格的にも適度でなければならない。公共手段によって、近接領域の中心地は、最大限で半時間、中位領域の中心地は、1時間で到着できるものでなければならない。

9 関連地域は、現在の行政区域から独立に区画されなければならない。市町村の新たな編成、市町村間の共同作業、そのための共同建設計画の際には、近接領域を顧慮しなければならない。

(ロ) 連邦内務大臣直属の地域整備関係諮問委員会の報告⁽⁴⁸⁾

A 供給近接地域 (Versorgungsnahbereich) における市町村の開発と中心地

.....

2 地域的事情と将来の発展

1 通勤者が地方においてもますます新たな住宅地域を形成している。近郊通勤者は、分業社会の一般的現象である。通学者数は教育施設の集中化と改良の結果増大している。…それゆえ、これらの施設の所在地問題は中心地の発展にとって大きな意味をもっている。

2 農村における副業と兼業は……同時に1つの社会的作用を果たしている。それゆえ、農村は全体的構造的発達の枠内でこうした発達により現在の社会構造に固執することなく開発すべきである。

.....

4 公的または私的な基礎的施設をもっているすべての等級の供給近接領域による供給は、ドイツ連邦共和国の全領域での一般的な経済的・社会的・文化的関係の改善に貢献している。それは同時に、産業振興の観点からは、企業立地選択と国家による地方政策決定のとくに重要な前提でもある。

3 地域整備に関する施策の結論

2 中心地の役割を果たすべき市町村の振興は、連邦全地域にとって、その基礎的施設の供給をになうものとして把握されるべきであり、その際、中心地はそれぞれの近接領域の重要な供給の中核としてのみその役割を果たしている。主要目標は、中心地の重要地点のみならず、全領域に対して、その現在と将来のもてる可能性を開発することにある。

3 供給近接領域は、最下位の社会経済的地区概念であり、……近接領域は、それゆえ1つないしはいくつかの住宅地域、または1つないしはいくつかの市町村から構成されているが、それらは一定の距離に存在しなければならない。領域の基礎的供給は、1つの中核—いわゆる中心地—によって保証されている。……

6 住民への基礎供給のために、公共機関と私的インフラの間の共同作業が必要である。基礎的供給を達成するためにとられた手段は、多様に構成され、十分な営業の可能性の形成を伴うべきである。

10 連邦国土を隙間なく近接領域で編成することは、営業・産業の所在地を奨励する問題とは同意義のものではない。しかし、近接領域の編成は、営利企業の自由な所在地の決定と当局の地方政策の決定にとってとくに重要な前提条件なのである。(略)

以上、あげた資料のうち、イーA—3～4に示された中心地およびその周辺地域は、新全総における日常生活圏、広域生活圏、高次圏域での中心都市とその周辺地域と同等のものである。先の第1表にあげた新全総の各圏に依拠して整備されようとする社会的公共的消費手段等の施設は、ドイツにおけるこれらの施設の配備情況ときわめて類似しており、たとえば、新全総の高次圏域施設とドイツの上級中心地とその領域とを比較するとその一致におどろかされるのである。しかも、イーA—8において、住民の中心地への移動経費は、時間的にも價格的にも適度でなければならないとしているものの、ここにおいても、各級中心地における施設の一点集中を前提としているものであり、住民の中心への指向は否定できないし、しかも、それには費用がかかるため、住民の中心地への移動の度数は多くないのである。つまり、日本の場合に指摘したように、地域の住民は、施設が中心地に集中するがゆえに、従来の生活の不便さが、いっこうに解決されないわけである。さらに、イーA—6でのべられるように、下級の中心地においては、従来からの市町村が、基礎的供給用の施設をすでに設置しており、新しいこの決定にあたっては、とくに重点がおかれず、より上級地域での整備に力が入られるものと思われる。下級の地域ではその費用を自らの地域において負担しなければならないことを示しているのである。そしてイーA—7の財政面での決定を考慮すると、市町村合併・広域行政区域の創出が、ここにおいてもまた、住民の財政への負担、逆にいえば、資本への財政ねん出を意味しているといえる。これは、あとでみるごとくB—3—10の企業への立地政策に便宜をはかっている点からも容易にうけとることができ

る。また、イーA-8によれば、日常生活圏がやや具体的にのべられており、⁽⁴⁹⁾ 交通の役割の重要性を指摘している。

これらのことは、さらにロの報告において、ドイツにおける広域生活圏の基本単位として位置づけられていると考えられる供給近接領域（Versorgungsnahbereich）の内部の連関性説明のなかでくわしく展開されている。

ロー3-3で示されているごとく、供給近接領域は、最下位の社会経済的地区概念であり、この地域における開発主体にとって、戦略的な地域となるものである。日本等と同様中核一周辺地域のパターンをとる。またロー3-6にみられるように、住民への供給のためには、公共機関と私的イニシャチブの共同作業が必要とされている。これは、新全総がめざしている民間ディベロッパーとの協力⁽⁵⁰⁾ と同質のものであり、ドイツにおいても、開発における資本の強力な介入が政府公認で展開され、その「十分な営業」の可能性まで保障されているのである。そしてまた、ロー3-10によれば、近接領域の編成が、営利企業の自由な所在地の選択決定の前提条件となっているため、そして、近接領域の編成に私的イニシャチブの尊重が入っている以上、資本は容易にその立地を決めることができるのである。しかも、連邦国土を隙間なく近接領域で編成するため、「営業・産業の所在地を奨励する問題とは同意義のものではない」としても、連邦全域を、資本が自由に開発することができるといえるのである。正に、この方向は、日本における新全総、日本列島改造論の示した、全土を都市化へ、全土を民間ディベロッパーとともに開発する方向と一致するものといえる。

こうして、西ドイツでは、市町村合併、あるいはイーA-3～4、ロー3-2などの中心地を「それぞれの近接領域の重要な」中核として位置づける地方中核都市を中心とした圏域化などにより、全土を広域行政区域に再編成し、民間ディベロッパーの参加を求めた大規模開発プロジェクトの実施をすすめているのである。

(ホ) 集権的外延拡大ではなく地域内部の充足へ

以上からいえば、むしろ、日本の場合も、広域行政圏の是非を論ずる前に、「過密、過疎」による農家の崩壊、兼業化、老人のみの家族の増加などが、問題にされねばならない。府県制を廃止するという方向ではなしに、行政単位内における住宅、水道、交通等の社会的・公共的共同消費手段の保障、地域生活の充実をはかるといふこと、そして、広域行政と民主主義は必ず相反するものだというわけではないが、住民民主主義を確立する方向をとることが先決であろう。そして、地方自治体の適正規模⁽⁵¹⁾ が検討されねばならないのである。

そのためには、むしろ、当面、広域行政の方向、外ワクを拡げるといふ方向（＝集権的外延の拡大）ではなしに、“生活圏”内の社会的消費手段の充足、そして、それをいかに配置するかといういわば地域内部の充実の方向が注目されるべきである。そこで、宮本憲一の次の文章をそえておこう。

「区域の決定は経済と政治の両面から検討せねばならない。わが国では生活圏あるいは経済圏が拡大するから、行政圏も拡大せねばならないといった地理学的社会学的俗論が流行している。……このような俗論はあたかも広域行政の必要が広域行政単位の創設を必要とし、広域行政単位の確立が経済的必然性があるかのごとく説明している。だが、このような理論

は行政単位の決定が民主主義の保証と不可分のものであるという政治的側面を見失っている。」⁽⁵²⁾「経済学（経済地理学とおきかえてよむ、筆者）でいう規模の利益とは規模を大きくするだけでなく、それを狭域に集積させることによって生ずる利益である。このことは工場を例にとってみればわかるであろう。ところが、都市問題の経済学者（経済地理学者とおきかえてよむ、筆者）の中には、何を錯覚したのか、都市を広域化して拡大することを規模の利益と考えている。経済学（経済地理学とおきかえてよむ、筆者）のイロハのまちがいというべきである。」⁽⁵³⁾

そこで、自治体のワクをいわば外延的に拡大する“広域行政圏”の方向ではなしに、都市の部分、農村的部分をふくむ区域を、地域的拠点として設け、その地域内部の充足をはかろうとしている例を社会主義国の行政地域にとり、考察を加える。

2 社会主義国における行政区域の性格——とくに中級行政区域について

社会主義国においては、社会主義建設の時期には、解放前の半封建的半植民地的遺制あるいは資本主義的遺制を克服することが行われる。したがって、行政区画についてもまた、新たな再編の試みがなされている。その際の原則は、ほぼ定式化されつつあるといえる。

「社会主義的類型の国家は、経済的原則、民族的原則および人民大衆の国家管理への参加を容易にするという原則にもとづいて行政区画を区分する。すなわち、民族構成、人民の生活上の特徴、地域の経済状態、人口の数、密度、交通の状況、人民が習慣的に形成している政治、経済および文化の中心、ならびに国家機関と人民大衆とのつながりを保つうえに便利であるかどうかなどの条件に配慮を加えるであろうということである。……行政区画の発展方向は、つとめて行政区画の階層をへらし、行政区域の範囲をひろめ、これによって、経済発展の要求に適應させることにある。」⁽⁵⁴⁾と。（傍点筆者）

以下、いくつかの社会主義の例をあげ、行政区域の特徴、再編の試みを考察してみよう。

(1) 東ヨーロッパの場合

a) ポーランド

ポーランドの場合は、戦後、生産力の発展をともなる社会主義の発展のなかで、いわば、過渡期の段階に、行政区画の改編がなされている。

そもそも、ポーランドの農業人口は戦後の5年のうちで1937年の60%から50%に減じた⁽⁵⁵⁾。しかし、解放後も、工業と農業とのあいだの不釣り合いの問題⁽⁵⁶⁾があり、この傾向が50年代をつらぬき、重要な課題となった。このことはまた、農林業以外の社会化部門での就業者数の推移をみれば明らかである。（第4表）当時、農産物の高騰により労働者の貨幣所得が農村に流れこみ、富農にわたった。⁽⁵⁷⁾そして富農は町村にかんする国家の対等の役割をたえず弱めようと試みた。⁽⁵⁸⁾そのため、都市住民の生活の改善がさまたげられた。現在でも、ポーランドは他の社会主義国にくらべ、農業集団化のおくれている国ではあるが、農業を主要な生活源とする人口(A)と、工業および農業以外の部門を主要な生活源とする人口(B)との変化(A:B)は、1937年1,910万人:1,300万人=60.0%:40.0%、1950年1,160:1,340=47.1:52.9、1960年1,120:1,850=38.2:61.8という数字⁽⁵⁹⁾を示してきている。そして、1949年以来、農村においていろいろな協同組合組織を養成する方向で検討が加えられてきた。一度つくられた基礎行政組織たるグミナ(=郷)の機械ステーションを廃止してま

第4表 ポーランドにおける農林業以外の社会部門での就業者数の推移

	1949年	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
就業者数	3,653	4,389	4,879	5,131	5,464	5,666	5,885	6,117	6,242	6,270	6,469	6,535
1950年=100	83	100	111	117	124	129	134	139	142	143	147	149
前年=100	—	120	111	105	106	104	104	104	102	101	103	101

鶴岡重成「人民ポーランドの経済過程」、『現代ポーランドの政治と社会』p.120より

で、協同組合の農民集団にもどそうとする⁽⁶⁰⁾ など協同化の中で、農民の生産と生産協同体に対する意識を育てたのである。従来、中央集権に重点がおかれ、企業や地方機関の創意が拘束されていたわけで、1950年3月には、地方国家行政組織と人民自治組織の二重構造を廃止⁽⁶¹⁾ した。地方の農村において現実にあわない点を克服しようとしたものであった。かくて、従来の部落の行政単位が村となり、村国民評議会が組織され、地方組織が強化されることとなる。さらに、1952年に採択されたポーランド人民共和国憲法によれば、「村・町・市・大都市の地区、郡および県（したがってこれが地方行政区域を形成する、筆者）における国家権力機関（＝地方自治組織の意、筆者）は国民評議会であ⁽⁶²⁾」り、また国家権力と都市および農村の労働者と結びつけ、地方の経済と文化の発展のために、その地方のあらゆる資源と可能性を追求したものであった。

ポーランド経済の構造的変化は、国民所得の面からみると第5表のようになる。そして、1950～55年の6カ年計画の後、工業化の過程で、農村の過剰人口を基本的に解決し、300万人が都市に移動した⁽⁶³⁾。たとえば、クラコウ市の近辺にノヴァフュタ市⁽⁶⁴⁾が、6カ年計画の一環として建設された。これは、以上の労働力の吸収をおこない、工業単一企業体として位置づけられた社会主義的都市であり、田園でかこまれたクラコウ市と好対照をなすに至ったのである。

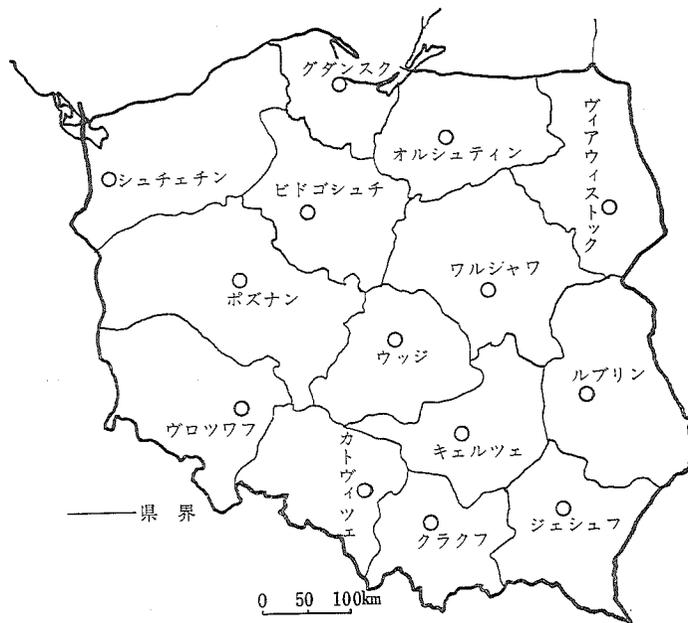
工業の面では、各地方や企業連合や企業における計画作成とむすびつけた中央の作成が計画的な経済を活動全体の体系⁽⁶⁵⁾ とするような条件がつけられた。クジンスキーは、工業部門の相互関連をおさえ、ある地区に一定の複合体をつくることを提唱している⁽⁶⁶⁾。また、経済学者たちは、国民経済の長期計画化と結合した予測の研究を進めており、生産の配置、社会主義工業化・都市化、そして、社会主義建設における国土の最適利用すなわち、「因時制宜、因地制宜」の研究をすすめているのである。これは、未来の都市および農村集落網についての予測⁽⁶⁷⁾でもある。

こうして、ポーランドでは、農村部の協同化を強調する一方、労働者の集中する都市の整備をはかり、グミナなどの基礎行政組織と中央との中間的行政区域たる県⁽⁶⁸⁾を中心に、多少の手なおしをくわ

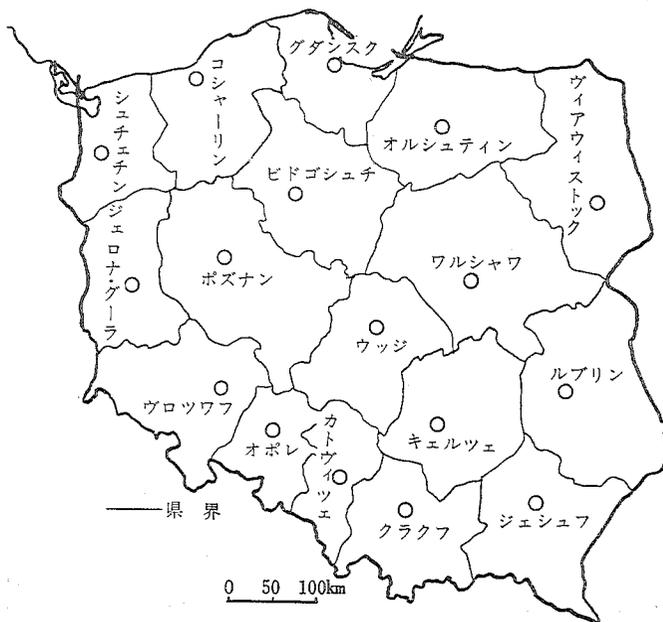
第5表 ポーランドにおける国民所得の部門別構成

	1955	1960
工 業	50.0	53.3
建 設	9.3	9.6
農 業	27.4	22.5
林 業	1.0	0.7
運輸通信	2.8	3.1
経済取引	7.4	8.9
その他の生産	2.1	1.9

鶴岡重成「人民ポーランドの経済過程——6カ年計画（1950—55年）を中心に——」
『現代ポーランドの政治と社会』p.131より



第14図 1946年ポーランド行政区画（県）
 阪東宏編『ポーランドの政治と社会』p.255より作成



第15図 1955年以降のポーランド行政区画（県）
 スタニスワフ・レシチツキ「ポーランド経済の空間構造」,
 『地理』p.70, 1966—12より

えたのである。(第14図から第15図へ)しかし、ポーランドは、戦前からの変化は大きいものの、解放後、行政区域の変化の少ない国の一つである。

b) ブルガリア

社会主義国においては、地域における住民の自治については、地方権力機関がその役割をはたし、労働者地域住民により直接選出され、その活動については、労働者、地域住民に責任をもっている。ブルガリアでは、まず、1959年に行政区域が改編され、そのため、4,900の村が誕生⁽⁶⁹⁾し、勤労協同組合(Трудово-кооперативно земеделско стопанство)もいくつか合併された。そして、1971年に新しいブルガリア憲法が制定され、各行政区における地方権力機関の強化がすすめられた。憲法によると、地方権力機関は「住民の発意と広範な参加に依拠し、政治団体、労働組合組織、その間の社会団体と密接に連絡して活動する人民自治機関である⁽⁷⁰⁾」とされる。地方権力機関である人民評議会は、全国的利益と地方的利益、部門別計画と地域別計画と調和させ、それぞれの地域単位の総合的發展について責任をおっている。この点は、先の日本の道州制、フランスの région の場合が、まさに「地方自治」機関の名において、地方自治を制限し、中央から任命の知事、長官の選出であったのに対して好対照をなしている。

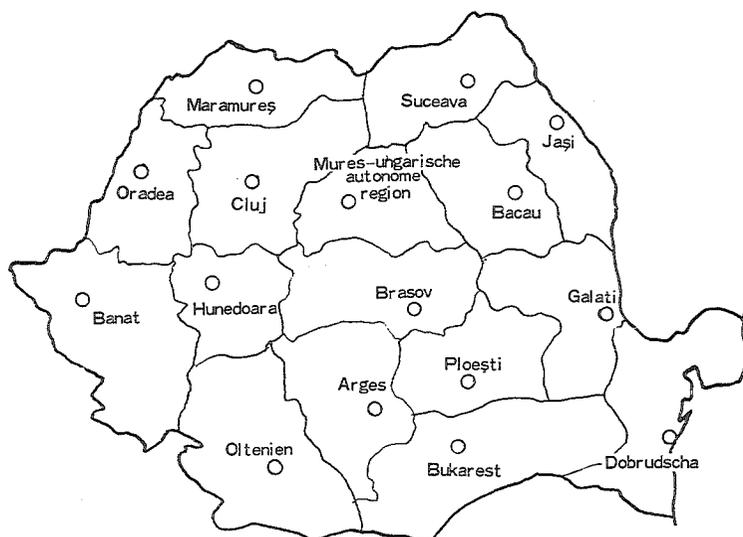
農村部においては、現在、156の農工複合体(Аграрно-Промислен Комплекс⁽⁷¹⁾)が存在している。これは、後に、チヨソン民主主義人民共和国におけるその工業導入、地方工業の導入にみるごとく、農業地域、農村部に工業的要素、いわば都市的要素を導入し、農業への工業的工程をくみこみ、農業生産と加工工業との結合すなわち垂直的統合のための条件をつくりだすものである。このことは、先にみた、資本主義国の市町村合併、広域行政区域の生成が、都市—農村の有機的結合をはかるという名の下、都市を中核とした農村部ののみこみであった点とくらべ、逆の関係にあるといえる。たとえば、1969年ヴラツァ地方には、2つの農工複合体ができています。そのうちヴラツァ市のそれは、勤労協同組合7つをふくみ、メズドラのそれは、国営農場10をふくむ。そしてそれぞれ、38,700ha、31,100haの規模をもつ。現在ヴラツァ地方では4つの農工複合体を新設中である。

ブルガリア共産党中央委員会は、農工複合体に対し5つの管理原則⁽⁷²⁾をうちたてている。そのうちの一つに農工複合体の地域的統一がある。これは一定の土壌、気候条件、経済条件をもつ地域の各経営が、複合体に参加し、専門化の程度をたかめ、工業のための原料開発、そしてその農業への支援をおしすすめるものである。したがって、国営、協同所有など所有形態のちがいかかわりなく、つまりその地域の国営農場、勤労協同組合のちがいかかわらず農工複合体に参加していくものである。

こうした、農村部における農工複合体の成立は、都市と農村との差異をなくし、ブルガリアの地方における自治を保障し、区域内の充実をはかり、地域的拠点設立のために重要な役割をはたすものといえる。

c) ルーマニア

ルーマニアにおいては、1967年12月、ルーマニア共産党全国協議会での「国民経済の管理と計画を改良し、ルーマニアの行政区画組織を改善するための諸措置にかんする報告⁽⁷³⁾」にもとづき、新しい行政区画の改編がおこなわれた。この報告では、改編の必要性について、次のようにのべている。「行政区画組織を、生産力の発展と地理的な分布と社会の発展のなかで生じ、人口の構成と全国の町や区や村の様相、大きさ、生活条件などにおける修正を加



第16図 1967年以前のルーマニア中間行政区画（地方）
Mihail Hașeganu, Wirtschaftsgeographie der Rumänischen
Volksrepublik, S. 134.

第6表 ルーマニアの都市と農村の人口

年	人 口 数			%	
	総 計	都 市	農 村	都 市	農 村
1930	14,280,729	3,051,253	11,229,476	21.4	78.6
1948	15,872,624	3,713,139	12,159,485	23.4	76.6
1956	17,489,450	5,474,264	12,015,186	31.3	68.7
1959	18,225,830	5,810,824	12,415,006	31.9	68.1
1965	19,027,367	6,417,599	12,609,768	33.7	66.3
1966	19,105,056	7,305,303	11,799,753	38.2	61.8

松原昭, 矢野俊平「ルーマニアにおける社会主義工業の発展」
『ソ連東欧社会の展開』p. 286より

味した質的な変化と一致させる必要から生じている。」と。また、それにともない、農村地方の計画方法の改善も追求された。

ルーマニアにおいては、1947年に制定された区画が、解放後もそのまま継続していたものである。1947年制定の行政区画によれば⁽⁷⁴⁾、(第16図)中央と基礎組織(=住民参加の最低級の自治体)との間に2つの中間段階があり、多数の小区画がふくまれており、住民の要求が十分政治に反映されるとはいえない機構となっていた。1967年段階においても、全人口の約60%が農村に住んでいた⁽⁷⁵⁾が、(第6表)彼らは散在していた。2つの中間段階の行政区画

とは、地方と地区であり、国家の要求と住民の要求とがいわば“勢力分散”し、大量の事務労働をつくりだし、能率をかいていた。“社会的労働節約の原則”が十分効果を発揮しえなかったのである。そのため、行政の基礎組織たる町や区や村を重視し、各地方の特色を守り、「陳腐で画一的な都市の外観におちいる傾向をなくすこと⁽⁷⁶⁾」注意をふりむけた。これら地方の行政地域の最適規模をきめるのは、地理的・経済的・社会的条件によるものであり、隣接の区や村の「連合」の方式で行おうとしたのである。「強力な農村単位の枠のなかでのみ、それ相応の物質的基礎を發展させ、農産物の生産加工、手工業、工芸品の生産などすべて物質的生産を多様化し、村落における労働力の利用度を高める助けとなるような経済活動を拓げることが可能になるという前提から出発をする⁽⁷⁷⁾」のである。したがって、農村部では、各地域の社会・経済的機能と輪郭の決定、生産単位の合理的配置、住宅と公益建設物が建てられる村の周辺地区と商業単位や社会・文化単位やサービス単位をもつ村の中心部との区分けなどの地域内計画がくみたてられる。

こうして、充実される町や区や村という基礎組織に対し、従来の地方・地区を整理し、それよりやや小さい中間組織“郡”を設けて密接に結びつけたのである。郡はその活動範囲の中で、社会・経済的諸問題を解決するように試みがなされた。町と工業センターとを結ぶよう設けられる郡都は、したがって郡内のすべての地域との関連を容易にするように、地理的に中央の位置をしめるよう設計された⁽⁷⁸⁾。また、1966～70年の5カ年計画において、部門構成、地域配分における生産の多面化、分散化という目標が提起された⁽⁷⁹⁾。このことは、各地における生産の配置にも重点が移されていることを意味する。かつての後進的行政区域の工業水準を高めるため、各行政区域内のバランスのとれた開発に特別の注意がはらわれている。そして、工業単位が0あるいは後進的工業のみ有する100の地域のうち70の地域に企業を創設した⁽⁸⁰⁾。この工業生産を管理する体系は省—工業合同（工業センター）—企業であり、うち、工業センターが、「生産・地域的連関」を追求し、コンビナートとなって郡都と結びついているのである。郡段階では、経済委員会が設けられ、地域内の全経済活動の調整を保障し、全国的にも、重要な経済企業や施設にたいする統制をおこなう任務を保持しようとしている。また、1971～75年の5カ年計画の原案の作成には、郡や企業に特別委員会が設けられ、郡の意思が反映された⁽⁸¹⁾。農業協同組合についての郡の役割は、その時の条件に応じて、郡の枠の中で、協同組合あたりの面積割りあてを行うことなどである。そして郡には農業部が設けられ、農業協同組合もまた、郡単位で協同組合連合を形成しているのである。当初は、郡協同組合連合と、全国協同組合連合とは、郡と協同組合との連絡が不十分で、力を発揮しつくしていない⁽⁸²⁾ようであった。協同組合の全国連合と郡連合の結成は協同組合内部の活動を改善し、協同組合や村の生活の中で、組合総会の役割りを高めつつ、38.6%に至った農民を国の政治生活全体に参加させるために積極的指導を行う必要から出発した⁽⁸³⁾とされている。このことは、逆にいえば、経済全体の發展過程に協同組合農業と農民をスムーズに導入するための組織的諸条件の創出であったといえる。そして、協同組合の連合は、各地域における農業の専門化、すなわち地域的分業の創出に役割をはたした⁽⁸⁴⁾のである。

かくて、ルーマニアにおけるこの郡の位置づけは、後にみるチョソン民主主義人民共和国の寸の場合と類似しており、きわめて興味深いものである⁽⁸⁵⁾。

(四) アジアの場合

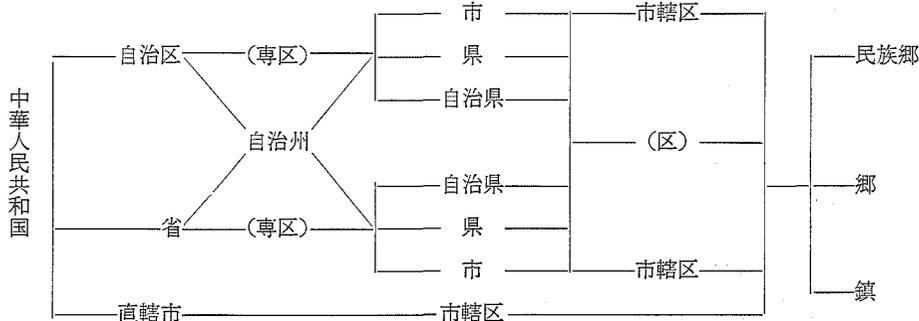
a) ベトナム民主共和国

ベトナムにおいては、省が地方予算、地方市場を有する地方経済地域とみなされている⁽⁸⁶⁾。そして、このような行政区域内の経済を発展させ、それぞれの省が、計画をもち、独自の予算を有し、国民経済の発展と並行し、合致するよう注意をむけている。このことは、工業と農業との間にバランスを保ち、社会的労働の再配分を行うものであるとされる。農業から一部の労働をとりだし、工業にふりむけさせ、相対的に農村を都市に近づけようとするものである。これは“社会的労働の節約の原則”をつらぬくものといえる。また、「農業と工業の発展を基礎に、重工業を合理的に優先させ、中央経済を建設すると同時に、地方経済を発展させ⁽⁸⁷⁾」逆に農村が都市を結びつけることからして、資源を合理的に開発する“因地制宜”“都市と農村の結合”の方法をとるものといえる。ベトナムの場合、国防上の問題と密接に結びついて、行政区域の問題とらえねばならないが、1966年提出され、実施された、“長期抗戦のための1966～67年の臨時2カ年計画”によれば、工場の分散疎開が試みられている。このため、ナムディンの大紡績工場や、自動車部品工場などが小規模化され、農村に分散⁽⁸⁸⁾した。このことは、この計画の柱の一つである「中央工業と地方工業の発展、大規模工業と中小工業の並行発展、近代技術と在来技術の結合」の方針実施とあいまって、各省が、完全な地方自給経済の一単位を形成しつつあることを示している。こうして、国防上の意図を積極的に地方経済開発と結びつけて、農村の都市化⁽⁸⁹⁾をはかっているといえる。この経済的発展の要求は、ナムディンとナムハの二省合併⁽⁹⁰⁾にみられるように、地方における行政区域（第17図）の改編にまで影響を与えているのである。

b) 中華人民共和国

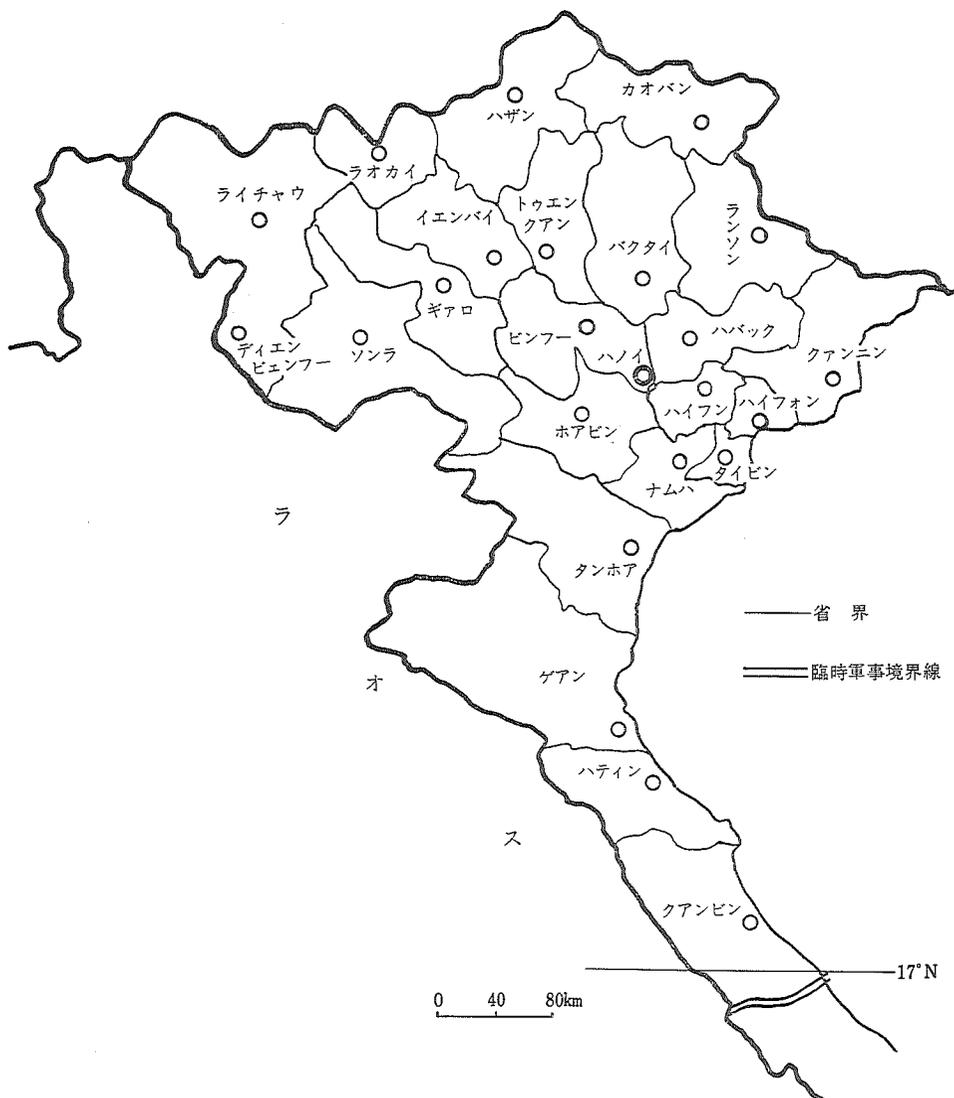
中国では、解放後の国民経済の回復期に華北人民政府、東北人民政府など地方の行政を重視し、大行政区が一時出現した⁽⁹¹⁾。しかし、その役割が完了したとき——つまり国民経済の一応の回復がなされたとき——それはすぐに廃止された。こうして、いくつかの変遷をへ1953年からはじまった第1次五カ年計画の実施、建設の過程で、おおむね現在のような第7表のごとき行政区画の体系が形成された⁽⁹²⁾。そして、ここではくわしくふれないが⁽⁹³⁾、農業協同化の高まりの中で、郷を合併する方向がとられ、いわゆる郷＝農村における基礎組織の拡大がすすんだのである。たとえば、1958年秋、全国に21万余の郷があったが、1957年4月には、98,910になり、いわゆる生活圏の拡大とともに、下級行政地域の合併が進んだと

第7表 中国行政区画体系



(注) 右端の郷レベルの行政区画が人民公社となった。

薛貽源「中華人民共和国行政区域的劃分」、『地理学報』p. 85, 24—1より



第17図 ベトナム民主共和国地方行政区画

ということがわかるのである。そして、人民公社化の段階では、約7万の郷となった。

一方、1954年制定された中華人民共和国憲法には、“鎮”というものがあり⁽⁹⁴⁾、工業、手工業、商業が主要な活動部門となる基礎行政地域にあてられていた。これは、行政的には、郷と同等のものであった。1956年6月に制定された“國務院關於設置市、鎮建制的決定”によれば、鎮には、(1)県あるいは、県級以上の地方国家機関の所在地であること、(2)人口2,000人以上で、相当数の商工業従事者がおり、居民点が存在すること、(3)少数民族地区は、相当の人口2,000人以上いること⁽⁹⁵⁾が必要であるとの条件が存在した。これは、後の人民公社化時に消滅したが、商業・工業という労働力の存在に注目して、生産にむすびつけた行政区域

制定の動きは、いわゆる、農村部における都市的要素の集中点としての鎮の役割を強調しようとしたものであった。

かくて、社会主義国における行政区域は、できるだけ簡素化をはかり、都市と農村との対立をなくしていく方向をとっている。また日本の道州制やフランスの région のように“行政区域を拡げつつ、住民の自治体への参加の範囲をせばめていく”広域行政の方向ではなく、行政の基礎地域の充実を行いつつ住民の参加の範囲を拡げていく行政区域改編の方向をとっているといえる。

このような傾向をさらに確認し、行政区域改編に関する諸問題を検討するため、ここではチヨソン民主主義人民共和国の例をとり、とりわけ、日本でいわれている“広域生活圏”とある意味では類似している予の場合を考察しよう。

3 チヨソン民主主義人民共和国の行政区域について

(イ) 朝鮮戦争がもたらした行政区域の変化

チヨソン民主主義人民共和国においては、第2次大戦後、土地改革をへて、社会主義建設が開始された。国民経済の計画を進めるため、一つは道(=道)営工場の管理体系、もう一つは協同組織の産業管理体系を整備強化した。しかし、1950～53年の朝鮮戦争により、都市の中央生産施設はほとんど破壊されたため、あらためて協同組織による産業の設立の必要性、国民の生活安定のための地方産業設立の必要性が強調された。農業における協同組織は、長期にわたり朝鮮の農村に存在してきた農民どうしの共同労働慣習たるソギョリ、プンアシなどの労働組織⁽⁹⁶⁾を尊重してつくられた。これにより、起耕、播種などの作業が容易に行うことができた。このような組織は中国における互助組のごとく、当初は臨時的・季節的なものであったが、生産手段の共同的所有、社会主義的所有の可能性をひめた相互扶助、支援などの生産関係をつくっていた。当初、一部の地方では、かつての「千石農」「万石農」のごとき、比較的條件の整っている裕福な農民をソギョリ、プンアシに集め、多収穫のみを追求し、貧農を除外する傾向もみられた⁽⁹⁷⁾。そのため、階層別組織ではなく、部落別にすべての農民を集約し、多収穫にむけての闘争を展開した。かくて、1953年の停戦段階では第8表のとおり協同組合が誕生した。工業についていえば、戦前において日本帝国主義は、自

第8表 1953年7月朝鮮戦争停戦時の農業協同組合数(地域別)

do 別	組合数	do 別	組合数
Pyongyang-si	—	Kangwoun-do	80
Pyongannam-do	1	Hamgyoungnam-do	24
Pyonganbuk-do	32	Hamgyoungbuk-do	9
Jagang-do	10	Kaesoung-si	—
Hwanghae-do	12	合計	174

(注) 現 Ryanggang-do その他の一部地域が統計にでていないので、地域別の数字を合計しても174にはならない。

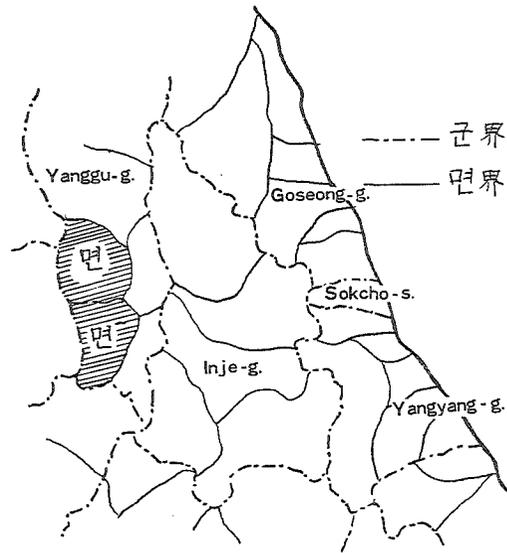
キム・スンジュン『朝鮮における農村問題解決の歴史的経験』、『月刊朝鮮資料』No. 73, p. 62より

らの植民地的略奪のために、朝鮮からの輸送に便利なように東海岸を中心に設立⁽⁹⁸⁾していたため、朝鮮戦争においては、それらがアメリカ帝国主義のかっこうの攻撃目標となり艦砲射撃をうけた。これにより、経済建設と国防建設との並進が追求されるわけである。このように、国防強化のために工業の分布を整備することは、ソヴェト、中国においても強調⁽⁹⁹⁾されている。これは、第2次大戦以前の工業分布のへ行性、生産配置の不均等的発展を克服するとともに、工業を中心とする産業を奥地にまで設立して、国防上有利なように、分散させるものである。とくに、戦時下では、交通、通信が不完全であり、破壊された地方経済をたてなおすために、地方の政権、その一形態としての行政区域の役割をとりあげ、強化したのである。それには、「上級地方政権機関の指導を下部にいっそう密接に近づけるための、“혁명적 조치 (=革命的措置⁽¹⁰⁰⁾)”」がとられた。この一部行政区域の改編にたいする革命的措置とは、“면 (=面)”という行政機構の廃止、したがって屯という行政地域の廃止であった。歴史的に形成されてきた行政単位としての屯を廃止することは、大きな変化であったといえる。そもそも屯は日本の“村”に相当する行政上の単位とされてきた⁽¹⁰¹⁾ものである。つまり「我 (=日本帝国主義) 保護範圍ヲ擴張シ、明治四十三年八月二十二日韓国併合セラレ朝鮮総督府設置セラレ全部ノ統治權ヲ収メ、中央ニ総督府 (総督官房各部局院) 及警務總監部ヲ置キ、地方ニ道庁府郡島庁 (税関) (郵便局) 面事務所、学校組合、水利組合、警務部、憲兵隊、警察署、憲兵分隊等ヲ置キ、行政事務ヲ管掌ス、而シテ道郡島ハ行政区劃トシテ内地ノ府県郡ニ該当シ、府ハ市ニ面ハ村ニ類似ス⁽¹⁰²⁾」とあり、屯の制度については、「大正六年十月府を除きたる地に施行せられたるものにして面は面制に依り事業を經營し財産権の主体と為れり面制施行前に在りても面長手当及面事務執行に要する費用は面の負担として賦課するの途ありしも法令上事業經營能力なかりし為協議費の名を以て之を徴収し契、組合等を設け地方の公共事務を処理し來れり然れども此等は法令上に根拠なく其の組織任意なるが為延て地方事務の統一を欠き或は負担徒に増加せむとする傾向を呈したるを以て之を整理せんが為面制を布きて地方制度を確立するに至⁽¹⁰³⁾」だったのであった。そして面の事務については、「面は法令に依り面に属する事務を処理するものなるも民度猶ほ低く負担力も亦大ならざるを以て無制限に其の事務の範圍を放任せば事の緩急機宜を愆り延て面民の負担を過重ならしむる虞なきにあらざりて左の如く其の事務の範圍を限定せり、

- 一 道路橋梁渡船、河川堤防、灌漑排水
- 二 市場、造林、農事、養蚕、畜産其他産業の改良普及、害鳥虫駆除
- 三 墓地、火葬場、屠場、上水、下水、伝染病予防、汚物の処置
- 四 消防、水防
- 五 諸証明公簿図面の閲覧⁽¹⁰⁴⁾」とあった。

면の下には리 (=里)、동 (=洞) があった。리、동は10数戸から数10戸の民家からなりたっていた。だから、従来の리、동はいわば自然村をさすものであり、行政的機能は、そこにはほとんどなかったといえる。国家機関と人民大衆とのつながりの強調、地域の経済状態等を考慮して면の廃止が決定されたのである。ちなみに、現在でも、南朝鮮では면は廃止されていない。강원도 Kangwoun-do を例にとり면の位置を示せば、第18図のとおりとなる。

ところで、この면の廃止にあたり、従来かなり大きな行政区域を所有していた군의規模を約 $\frac{1}{2}$ に縮小した。行政単位からすれば、その数を2倍に増やしたのである。また리については、その規模を3倍に拡大した。行政単位からすれば、その数を $\frac{1}{3}$ に減らしたのである。こ



第18図 Kangwoun-do における면

これは事実上, 리=生活単位の拡大であり, 行政的には, 리が면の役割をになうことになったのである。そして, このリ規模の拡大は, 리を単位にしてできていた協同組合組織の拡大をもうながすことになったのである。また, ㄱ=行政の地方単位の強化にもなったといえる。第19図と第20図とを比較すれば, これらの規模の変遷のようすは明らかとなる。

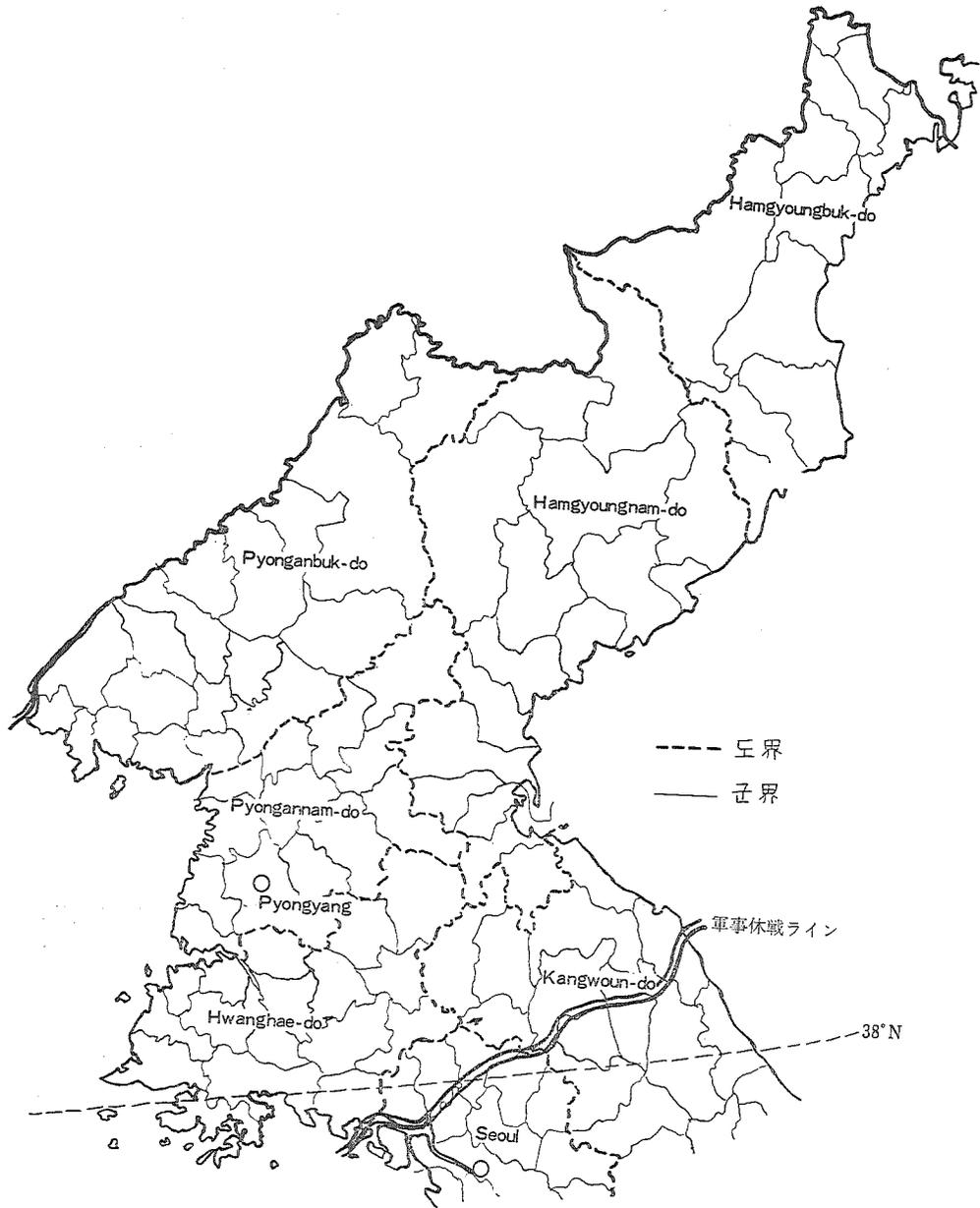
この改革により, 上級の行政地域, 経済地域から, 下級のそれぞれに対する手続きが整理され, 先にあげた社会主義国における行政区域編成の原則のごとく, いっそう簡素化され, 行政・経済地域の活動も強化されることとなったのである。そして, 朝鮮戦争の炎の中にあつて, 地方の経済を発展させるという国防上の意義から, あるいは工業や農業などの経済発展における部門のつりあいを保障するという意義からいって, さらに “로동자구 (=労働者区⁽¹⁰⁵⁾)” が設立された。この로동자구는工場地帯, 鉱山, 漁村などチョソン民主主義人民共和国における産業的基礎の存在するところに設けられたものであり, 리に相当する行政区である。로동자구には, 成人労働者 (=完全労働力), 賃金労働者が, その地域に400人以上存在し, かつ60%以上しめる地域に指定される。先に考察した中国の鎮のように, いわゆる産業地域における労働者の位置を重視し, 리の特殊性を考慮しての措置は, 行政区域の体系整備に大きな意義をもたらしたのである。

かくて, 従来の行政区域の構造が,

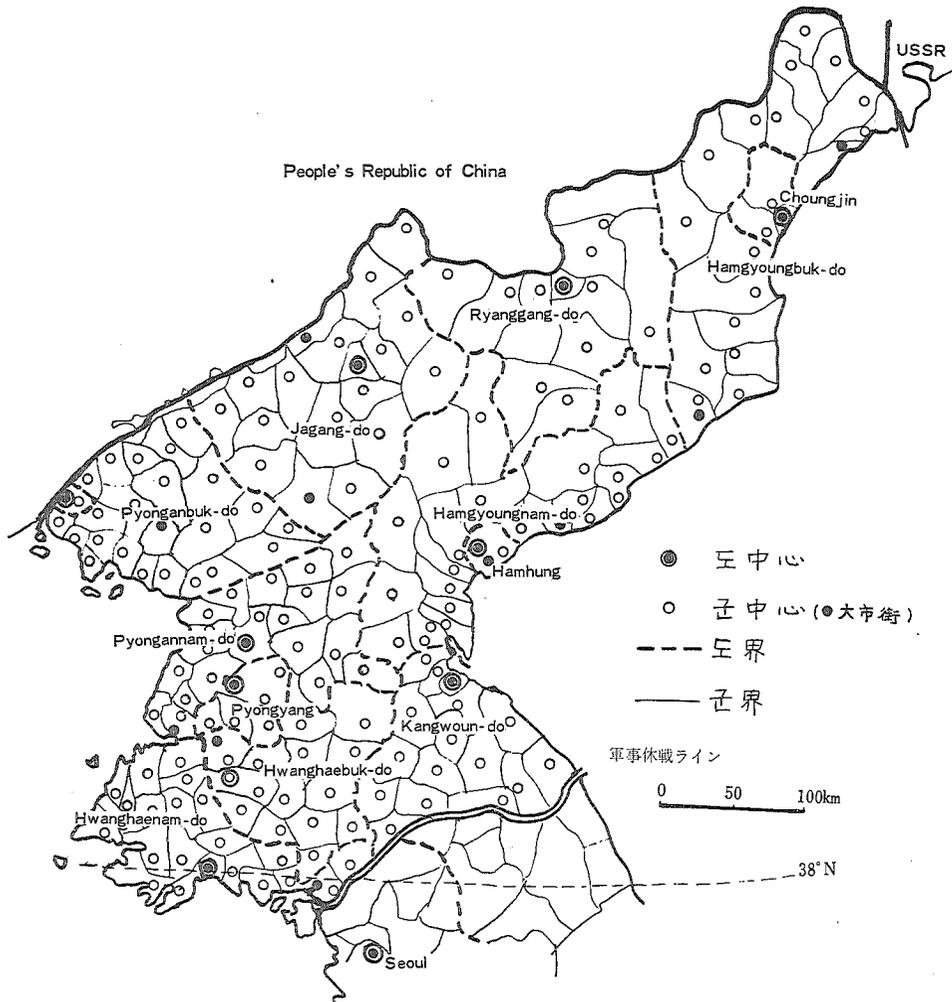
국가 (国家) — {도 (道) / 직할시 (直轄市)} — {군 (郡) / 시 (市)} — 면 (面) — {리 (里) / 동 (洞)} から,

국가 — {도 / 직할시} — {군 / 시} — {리 / 동 / 로동자구}

となったのである。



第19図 解放前の朝鮮の行政区画



第20図 チョソン民主主義人民共和国北半部行政区画

以来、道の下に、郡、리, 里동자구의地方政權, 地方行政区域が施行され, 現在に至る。そして, 現在, 次のような数字が示されている。道, 직할시—13, 시—18, 郡—163, 리—4, 159, 里동자구—190。

(四) “郡” の位置—中級行政区域としての

以上の歴史的経過をへて編成されてきたチョソン民主主義人民共和国の地方行政区域の体系は, 当然ながら, 社会主義建設のいろいろな要求を実現するという意図が含まれている。1で考察したような, 日本やフランスなどの資本主義の国々における都市と農村とを結合するという意図を, “社会主義” 的にとらえているわけである。つまり, 都市と農村とを有機的に結合するために, 社会主義の建設の過程で, 都市と農村との本質的な差異をとりはらおうとしているのである。いわば農村の分散性の克服でもある⁽¹⁰⁶⁾。社会主義的ウクライドが確立しても, この差異はしばらくのころからである。そこで, 社会主義の生産配置における次の原則が追求される。「国土全体にわたって工業を計画的に配置すること, 以前のおくれた農業地区にあたらしい都市や工業中心をつくり, 工業と農業をちかずけ, 都市と農村とのあ

いだの本質的なちがいをなくするのをたすけること⁽¹⁰⁷⁾。」である。ところが、解放前においては、(イ)でみたごとく、若干の都市においてのみ工業の生産集積、集中がすすめられていたという事実がある。したがって、その意味はこうした、工業地域と農業地域との分離形成がおこるのを防ぎ、農村においても、工業的要素の導入をはかることにより、農業と工業との差をなくし、一定の地域に総合的な経済の発展を追求するということであった。具体的には、山間地帯にいたるまで各地に地方経営工場を配置することにより、生産配置の均等化をはかり、多様に分布している天然資源を発掘し、さらには遊んでいる労働力、資源を開発する⁽¹⁰⁸⁾ということであった。いわゆる“地区の総合的発展の法則”の強調である。

1964年以来、地方においていかにこのような原則をつらぬくかという観点から、チョンソソ民主主義人民共和国においては、司が注目され、行政区域としての位置づけが明確にされ、その役割が強調されてきた。司は政治・経済・文化のあらゆる分野で、都市と農村とを連結させる拠点⁽¹⁰⁹⁾とされているわけである。

ところで、なぜ司が注目されないのか。

司の位置についていえば、「司は行政単位というよりは事実上、生産単位とみた方が正しい⁽¹¹⁰⁾」とされる。これは、ユン・ジョンソブによると、「司が協同組合所有に基づき、生産経営活動を遂行する単位になり、司委員長が管理委員長を兼任したことにより、司人民委員会の独自の経済管理の機能が、事実上なくなったためである⁽¹¹¹⁾」とされている。また、司単位農業協同組合が「司単位の1個の大国営農場のごとき位置」にあるからだとされる。ただ、この司については、1957年に、農業協同組合—現在では協同農場—どうしによる灌漑工事がおこなわれたため、組合の協力関係が拡大し、部落全体を包括したことになり、組合の小規模な合併がおこっている。こうして、農業協同組合を統合すれば、農地の整理や農作業の機械化にも有利であり、労働力を合理的に利用できる点を指摘し、統合への課題をしめしたわけである。1958年10月の内閣決定「農業協同組合を統合しその規模を拡張することに関して⁽¹¹²⁾」により、司の統合がはじまった。司行政区域を単位にして司内の農業協同組合を一つの農場に統合し、ユン・ジョンソブが指摘するごとく司人民委員長が、農業協同組合の管

第9表 農業協同組合の経営規模の発展動態

	1953年末	1954年末	1955年末	1956年末	1957年末	1958年8月
農場あたり平均農家戸数	15	33	42	55	64	80
農場あたり平均耕地面積(町歩)	14	57	73	88	105	137

同上, No. 75, p. 35より

第10表 農業協同組合の形態別成長動態

	1953年末	1954年末	1955年末	1956年末	1957年末	1958年8月
組 合 数	806	10,098	12,132	15,825	16,032	13,309
第 2 形 態	—	21.5	7.8	2.5	1.2	0
第 3 形 態	—	78.5	92.2	97.5	98.8	100.0

同上, p. 31より

理委員長を兼任するようにしたのである。この間の農業協同組合の経営規模の発展動態は第9表のとおりであった。しかも、第10表のとおり、社会主義的経営形態たる第3形態⁽¹¹³⁾が中心であった。第3形態とは、土地と基本的生産手段をすべて組合に統合し、労働に応じてのみ分配を行う農業協同経営のもっとも高い形態であり、住宅付属地をのぞく組合員の土地、役畜、農器具など、基本的生産手段はすべて組合に統合されている。たとえば、Ryongchoun-g. Yangsi-o.⁽¹¹⁴⁾は1958年に集団化され、村の410戸の農家が100%農業協同組合に参加した。当時6つの農業協同組合があったが、合併し、440町歩の耕地を獲得した。また、Kangso-g. Cheongsan-r.⁽¹¹⁵⁾では1958年、9つの部落単位に組合ができ、これらを一つのりに統合した。

つまり、りの改編が、生産のために、下から行政区域改編を求めるという結果でできたものであり、住民の政治への参加という積極的な面をくみこんだのである。かくて、チョンソ民主主義人民共和国のりは農業生産単位＝協同農場と合致している。しかし、労働力、耕地面積などは小さく、例えば中国における人民公社の生産大隊程の規模である。そして技術的手段を装備して、分業と協業とを十分に組織するには至っていない。生産工程の全部門を総合的、統一的に掌握し、計画するほど、総合化ができていない⁽¹¹⁶⁾のである。

ところが、より上級の行政地域である区においては、その区内の条件が比較的均質にわたり、地域経済のまとまり、生活習慣、他の条件などが、比較的近似している。工業では、後にみるごとく、地方工業に一定の装備があり、下級経済地域たる区に工業商品が供給されている。経営面では、地区地方工業経営局が、いくつかの区行政地域を単位として組織しており、上からの指導を、直接区がうけている。そして、先にみたごとく、朝鮮戦争下の頃の廃止により、より包括的な総合的⁽¹¹⁷⁾地方経済地域＝区と、もっとも基本となる農民の生活単位、生産単位の区との結びつきの強化がはかられた⁽¹¹⁷⁾といえる。

いわゆる農村テーゼによれば、区の役割、位置づけについては、次のようにのべられている。「わが国では、区が農村事業と地方の全般的な事業を直接、統一的に、総合的に指導する地域の単位になっており、拠点となっている。わが国の区は大きさからいっても、幹部と指導機関、物資、技術的、文化的手段を基本的にそなえている点でも、このような単位としてもっとも適当である。(傍点筆者)……区は地方の経済と文化的発展の総合的単位になっている。」そして、区の経済的発展をはかるために、工業企業が地方工業として区の中に導入されている。テーゼは続ける。「区は地方の経済と文化発展の総合的単位になっている地方工業が区を単位にして発展し、農業の発展も区が直接指導する。区機関の所在地や農村の建設も、区を単位にしてすすめられ、地方における供給活動、教育、文化、保健事業も、区を中心にして発展していくのである。区は政治経済、文化のすべての分野で、都市と農村を結びつける拠点である⁽¹¹⁸⁾。」と。

地域的拠点の指標⁽¹¹⁹⁾には、次のような点があげられている。

- (1) 地域的単位は何よりも生産を合理的に組織し、現代的技術手段が効果的に利用できるようにする必要があり、またその地域内のすべての活動をじゅうぶんに直接的で、具体的に組織し、指導できるようにその大きさを適切にするよう要求される。
- (2) これと同時に当該地域の範囲内においては、経済、文化の発展水準における差がないということが必要であり、自然・地理的条件ならびにその他の条件がだいたい同一でなければならぬ。もしも差があまりにも大きすぎるならば、指導の統一性と具体性を保

障することが力に余るものになる。

- (3) また地域的拠点とは、その地域単位における全事業を直接的、統一的、総合的に円滑に指導できる指導や量と物質、技術的および文化的手段などを基本的に有していることが合理的である。

このように、*군*をとらえていくなれば、後にみるごとく*군*は、その中心をもった“広域生活圏”としてクローズアップされてくる。*군*は農村における基本的生産単位たる、そして日常生活をほぼ充足する地域たる協同農場=*리*をふくみ、それらを指導⁽¹²⁰⁾し、農民の生活に直接ふれ、*군*の作用によって農民の生活水準がきまるのである。だから、*군*段階で、冷凍工場、蔬菜加工場などがもうけられ、人口約5万、20~30個の協同農場を有し、農耕地約1万町歩保有し、40~50名ほどの農業部門技術者を配置している。たとえば、Sukchoun-g. においては、*리*は22、人口94,000、協同農場人口54,000、水田17,000町歩、畑2,200町歩を有している⁽¹²¹⁾。もともと、農業機械作業所、水利灌漑管理所、家畜防疫場などは、中央や*도*の系統管理に属していたが、*군*の充実のなかで、技術要員130人、トラクター309台、自動車54輛、中小型揚水場450、水渠340kmを有し、*군*が農業・工業を統一的に調査研究し、*리*に農業物資を提供する⁽¹²²⁾までに至っている。

現在の*朝鮮民主主義人民共和国*における*군*の数、およびその*군*のもつ*리*の数は、第11表のとおりである。この表から、*량강도 Ryanggang-do*、*함경북도 Hamgyoungbuk-do*に*로동자*が多く、*로동자*の密度が高いということは、この地域が、*朝鮮民主主義人民共和国*における、いわゆる産業地帯—地方工業、鉱山、漁村の卓越しているところ—であることがわかるのである。

こうして、農工業の直接的生産関係⁽¹²³⁾を追求するために、農村における地方工業の重視⁽¹²⁴⁾がおこなわれる。この地方工業は*리*や*군*を単位にして、その地域の需要をみたすことを目的にしている。これは、「国家資金をつかわず地元の資源を動員し、食料加工品と日用品を多く生産し、人民の生活をすみやかに向上させる重要な対策⁽¹²⁵⁾」となり、“因地制宜”の実行となるものである。技術革命の新しい導入を加え、1970年現在、60~70%の工業原料が、*朝鮮民主主義人民共和国*の自己原料でまかなえ、中央から地方にいたるまで、工業企業を国民経済計画の一元的体系のもとに建設をすすめている⁽¹²⁶⁾。そして、*군*ごとに一つ以上の中小規模の地方経営工場を建設することにより、*평안북도 Pyonganbuk-do*のChangsoung-g. やSakju-g. などの山間部にも工業単位を建設した。前者は食料加工品毛皮加工製品、鉛筆、鉄製日用品などを生産し後者ははきもの、おもちゃ工場、時計工場、電気日用品などをつくる工場を建設し、上記の目標を実行しているのである。全土の各*군*は、平均10余の地方工業企業をもつにいたっている。

かくて、地方工業の発展をテコにし、工業と農業、農村と都市住民の交流の場をつくりあげ、その場を拠点すなわち*군*としたのである。*군*は、社会主義の生産単位として、生活の一単位として、30~40kmの圏をもち、必要な物資の総合的統一をなす結節点としてすなわち広域生活圏そして中級行政地域としてその充実をはかっている。この結節点は、農村指導の分散性と生産条件の地域的多様性にもとづいている。そして、この30~40kmの圏とは、不思議にも、先にみた日本という“広域生活圏”の地方都市の一次圏とほとんど一致するのである。

こうして都市と農村の連繫が深まり、*리*での生産物は*군*を通じて都市へ、都市での生産物

第11表 チョソン民主主義人民共和国行政区画表 ①

si, do	gun	ri (rodongj a-ku)	si, do	gun	ri (rodongj a-ku)	
Pyongyang k : 18 g : 3 ri : 303	Soungyo-g.	19	Pyonganbuk- do s : 2 g : 24 ri : 599 ro : 26	Ryongwoun-g.	26	
	Chung-k.	13		Siniju-s.	47	
	Oesoung-k.	14		Kusoung-s.	37(2)	
	Pyongchoun-k.	13		Pihyoung-g.	25	
	Botonggang-k.	15		Ryongchoun-g.	23(3)	
	Molanbong-k.	17		Sindo-g.	2(1)	
	Sousoung-k.	13		Youmju-g.	23	
	Tongdaewon-k.	16		Ohoulsan-g.	28(2)	
	Taedonggang-k.	10		Donggrim-g.	25(2)	
	Sadong-k.	15		Sounchoun-g.	25	
	Taesoung-k.	14		Kwaksan-g.	20	
	Mangyoungde-k.	13		Joungju-g.	30(1)	
	Hyoungjesan-k.	12		Unjoun-g.	26	
	Ryongsoung-k.	10		Unsan-g.	29(1)	
	Samsouk-k.	11		Bakchoun-g.	26	
	Sungho-k.	11		Ryongbyoun-g.	26(1)	
	Ryukpo-k.	12		Gujang-g.	27(3)	
	Akrang-k.	16		Hyangsan-g.	21	
	Kangnam-g.	20		Taechoun-g.	29	
	Junghwa-g.	17		Chounma-g.	24(1)	
Sangwoun-g.	22	Uiju-g.	17(1)			
Pyongannam -do k : 1 s : 1 g : 22 ri : 505 ro : 39	Pyongsoung-k.	16	Jagang-do s : 3 g : 15 ri : 329 ro : 21	Choungsoun-g.	18(2)	
	Nampo-s.	37		Sakju-g.	14(5)	
	Daedong-g.	23		Daegwan-g.	27	
	Kangso-g.	12(1)		Changsoung-g.	18	
	Ryonggang-g.	19(1)		Dongchang-g.	18(1)	
	Chungsan-g.	18		Byoukdong-g.	20	
	Onchoun-g.	21(3)		Kanggye-s.	32	
	Sunan-g.	21			Manpo-s.	26
	Pyongwoun-g.	26(1)			Huichoun-s.	35
	Sukchoun-g.	22(1)			Janggang-g.	14(3)
	Mundouk-g.	26(1)			Hwapyoung-g.	16(3)
	Anju-g.	27(1)			Rangrim-g.	17(2)
	Kaechoun-g.	23(1)			Sijung-g.	17
	Kangdong-g.	22(5)			Jasoung-g.	21(1)
	Soungchoun-g.	28(4)			Junggang-g.	17
	Hoechang-g.	18			Wiwoun-g.	24(2)
	Sinyang-g.	19			Chosan-g.	19
	Yangdouk-g.	19			Usi-g.	24(1)
	Sunchoun-g.	24(1)			Copung-g.	13
	Unsan-g.	22(3)			Songwoun-g.	16(1)
Bukchang-g.	27(2)	Sounggan-g.	15(2)			
Meangsan-g.	25	Jouchoun-g.	17(5)			
Doukchoun-g.	23(5)					

第11表 チョソン民主主義人民共和国行政区画表 ②

si, do	gun	ri (rodongj a-ku)	si, do	gun	ri (rodongj a-ku)
	Dongsin-g.	14	ro : 8	Tongchoun-g.	31
	Ryongrim-g.	13(1)		Kosoung-g.	24
Hwanghaen am-do	Haeju-s.	29		Changdo-g.	23
s : 1	Byouksoung-g.	19		Kimhwa-g.	20(1)
g : 19	Kangryoung-g.	24		Hoeyang-g.	26
ri : 458	Ongjin-g.	27(1)		Sepo-g.	25(1)
ro : 5	Taetan-g.	16		Pyounggang-g.	32
	Ryongyoun-g.	21		Choulwon-g.	37
	Jangyoung-g.	21(1)		Ichoun-g.	23
	Samchoun-g.	20		Pangyo-g.	23
	Songhwa-g.	11		Boubdong-g.	20
	Gwail-g.	23	Hamgyoun	Sinpo-s.	20
	Unlyu-g.	24(1)	gnam-do	Bujoun-g.	17(1)
	Unchoun-g.	20	S : 1	Sinhung-g.	21(2)
	Anak-g.	28	g : 22	Jangjin-g.	21
	Sinchoun-g.	32	ri : 508	Daehung-g.	18(1)
	Jaeryoung-g.	27(1)	ro : 26	Hungsan-g.	22
	Younan-g.	32(1)		Joungpyoung-g.	24
	Beachoun-g.	28		Sinsang-g.	21
	Sinwoun-g.	20		Inhung-g.	26(1)
	Pyouchoun-g.	25		Younghung-g.	26
	Coungdan-g.	16		Yodouk-g.	25
Hwanghaebu k-do	Sariwoun-s.	27		Kowoun-g.	19
s : 2	Songrim-s.	24		Sudong-g.	20(3)
g : 14	Hwangju-g.	29		Hamju-g.	18
ri : 344	Bongsan-g.	23(1)		Houngwoun-g.	32(1)
ro : 5	Yountan-g.	21		Oro-g.	26(1)
	Unpa-g.	19		Sinchang-g.	26
	Souhung-g.	25		Pukchoung-g.	23(1)
	Suan-g.	20(1)		Douksoung-g.	26
	Younsan-g.	18(1)		Iwoun-g.	22(2)
	Sinpyoung-g.	17(2)		Tanchoun-g.	24(2)
	Koksan-g.	21		Hochoung-g.	24(4)
	Singye-g.	28		Kwangchoun-g.	28(6)
	Pyongsan-g.	24(1)	Hamgyoung	Kimchek-s.	40
	Rinsan-g.	20	buk-do	Lajin-s.	30(1)
	Tosan-g.	18	s : 2	Hwadae-g.	21
	Kumchoun-g.	15	g : 15	Myoungchoun-g.	16(1)
Kangwoun- do	Wounsan-s.	49	ri : 319	Myounggan-g.	27
s : 1	Chounnae-g.	19(3)	ro : 27	Kyoungsoung-g.	22(2)
g : 16	Munchoun-g.	23(3)		Kilju-g.	27(2)
ri : 453	Anbyoung-g.	35(1)		Younsa-g.	14(2)
	Kosan-g.	25		Musan-g.	19(2)

第11表 チョソン民主主義人民共和国行政区画表 ③

si, do	gun	ri (rodongj a-ku)	si, do	gun	ri (rodongj a-ku)	
	Jongsoung-g.	15(2)	(Tyokkats- uchi)	Kaepung-g.	19	
	Onsoung-g.	14(5)		Panmun-g.	18(1)	
	Kyoungwoun-g.	25(3)		Jangpung-g.	24	
	Kyounghung-g.	17(2)		Hamhung-s. (Chikhalsi) k : 9 ri : 130	Soungchoun-k.	18
	Ungi-g.	8(1)			Banryong-k.	19
	Hoeryoung-g.	17(3)			Hoesang-k.	13
	Ourang-g.	21(1)			Douksan-k.	12
	Yusoun-g.	12	Sapo-k.		10	
			Bongung-k.		13	
			Ryongsoung-k.		13	
Ryanggang- do	Hyesan-s.	25		Hungnam-k.	18	
s : 1	Bochoun-g.	24(1)		Toejo-k.	14	
g : 10	Unhung-g.	20(5)	Choungjin-s. (Chikhalsi) k : 7 ri : 92 ro : 1	Choungam-k.	12	
ri : 197	Baekam-g.	14(7)		Pohang-k.	13	
ro : 32	Kabsan-g.	24(1)		Sinam-k.	11	
	Pungsou-g.	21(1)		Sunam-k.	9	
	Pungsan-g.	19		Songpyoung-k.	16	
	Samsu-g.	25		Lanam-k.	13(1)	
	Sinpa-g.	25(1)		Pulyoung-k.	18	
	Huchang-g.	15(4)				
	Samjiyoung-g.	13(2)				
Chikhalchi	Kaesoung-s.	25				

はをを通じて農村へ供給されている。

(ハ) その社会主義建設過程における意義

はは社会主義的農村建設に必要な、さまざまな、すべての空間が結合され、総合的統一がめざされる結節点となった。それでは、このは社会主義的建設の過程で、いかなる意義を有するだろうか。中国の大行政区や、ルーマニアの地方・地区のように、いずれは消えていく一時的な中間地方行政機構の性格を有するのであるだろうか。

チョソン民主主義人民共和国では、きたるべき、「共産主義のもとでも、が都市と農村を連結させる経済的拠点として、農村に対する供給基地としてのこる⁽¹²⁷⁾」とされる。たとえば、チェコスロバキアでは、農民が全人口の35%（チェコ25%、スロバキア50%）をしめ、労働者で農村にすむ人口は50%を数える。この特徴をとらえ、一村一組合の“統一農業協同組合”の設立が追求された⁽¹²⁸⁾。これは、復興期から存在していた農村における生産、信用、流通体系を、単一の意志の下に統一させ農業協同組合が、生産だけでなく、分配、交換、消費にいたるまで、すべての経済を唯一の活動にもとづき組織するもので、農民の生活を組織するものである。そして、農村部に“くいこんでいる”労働者の存在をとらえて、農村部への工業導入を追求している。具体的には、ハンガリーの封建大地主と、チェコの大ブルジョワジーの搾取のもとで、工業がたちおいていたスロバキアの地方でこの点を重視し、チェコすなわち、ボヘミア、モラヴィア地方との格差をちじめようとする試み⁽¹²⁹⁾である。中国では、この現象が鎮となってあらわれたり、人民公社の政社合一の組織となっ

た。チェソソ民主主義人民共和国では、これは、農村部への工業導入の外、로동자子設立となつてあらわれたといえる。

いっそう強められている“農工結合”そして、充実を追求している区に一つはある“都市”。これらの都市と農村とを結びつけるよりどころとして区が位置づけられているのである。社会主義建設のなかで、区はその指導的役割をいっそう重くおわされており、この点において、区の社会主義建設過程における意義が発揮されるものと思われる。逆に、「生産諸力を単一の大計画にしたがってしっかりと協和させるような社会だけが、工業をして、それ自身の発展とその他の産業要素の維持発展にもっともよく適合するような分散方法で、農村全体に定着させることができるのである⁽¹³⁰⁾。」

おわりに—南朝鮮の「拠点」と比較しながら

かくて、とらえられた区は、1で考察した日本およびフランスなどの広域生活圏にくらべ、その大きさ、住民の生活など類似するところも多い。また、都市と農村の結合をはかるという点においても、その「主観的意図」は類似している。一方、南朝鮮では、1968年12月の「20年国土総合開発基本構想」にもとづき、1972～81年の各部分別国土総合開発計画が完成している。⁽¹³¹⁾

それによると、南朝鮮を大きく4つの経済圏に区分している。そして行政区画により8つの中区域に区分し、さらに17の小区域を設定している。この小区域は、経済的、地理的同質性、つまり住民、面積などを基準によってわかたれ、南朝鮮の行政区画と一致するといわれる。先に考察した北半部の区が社会主義の拠点であったごとく、南朝鮮においても区が広域生活圏としての一般的基準となり、地方の行政区画における住民の意識を地域開発に「誘導」させる実践の圏域となっている点は、体制の問題を考慮に入れても、なお、注目されるべきであろう。

日本等の広域行政区画の場合、従来の道州制の方向をふまえた中央直結の方向へと進展し、また、中核都市をおいた場合でも、その都市に施設が集中し、現在の農村部の充実は十分だとはいえない。それに対し、ルーマニアやチェソソ民主主義人民共和国の郡や区の例では、その地域に中心的な都市が存在し、地方工業が導入され、区などの基本的な生活単位、生産単位における発電所設立、施設充実、そして農工結合などが行われている。またこのことは、クロボトキンが「汝の圃場及び庭園の門の辺に、大小の工場を設立せよ、而して其間於て働くべし。……文明国民の間に於ける種々雑多なる嗜好を満足せしむべき無数の大小工場は、総て農業と共に於けるべき所に置かざるべからず、斯る工場に於ては、徒らに小児を苦役して、工業地獄の中に呻吟せしむるの要なく、寧ろ健康に適したる新鮮なる空氣中に、愉快に其業を取らしむるを得るを以て、従つて経済的に人力を利用し得るものなり。又斯る工場に於ては人生は機械又は余分の利潤成生以上の意義を有するものなること⁽¹³²⁾」とのべたような、思いつきの農工結合ではない。“古い分業”の廃棄という観点から新たな段階での農工結合を意味するものである。

そして、前者が、広域行政圏という集権の外延をはかろうとしているのに対し、後者は、従来の生活規模に根ざし、郡、区などという将来的展望をはかった行政区画の内向的充実はかろうとしている点に、本質的な相違を見いだすことができよう。

本稿では、ここにあげた国々の行政区域に関する諸問題についてはもとより、他の多くの国々における多様な試み、現実の例をみおとしている。今後は、おのおのの国の行政区域の問題の研究を深めるとともに、これらの比較研究をすすめていくことが不可欠のものとしてのこころであろう。

注

- (1) 後者には、副題として、道州制構想の是非を論ずるとある。
- (2) 自治省の「新都市圏整備法」案、通産省の「新二十五万都市構想」など。
- (3) 西村睦男：「中核都市と行政圏」、京都大学近畿圏総合研究会編、『近畿圏、その人文・社会科学的研究』所収、p. 38, 1969
同：「中核都市と広域行政圏」、1970年秋日本地理学会、人文地理学会合同大会研究発表要旨、p. 69.
- (4) 同上後者。
- (5) 林正巳：『府県合併とその背景』、p. 228, p. 229, 1970。日本列島改造論では、“情報列島”への再編成がうたわれているが、最近の「広域時分制」採用などにより、市内通話料金の値上げ、基本料のアップなどで、国民の電話利用時間、負担は逆に大きくなっている。
- (6) (3)のあとの論文。
- (7) この点については、(1)のシンポジウムにおいて、いろいろな立場から論ぜられている。
また、1953年9月の「町村合併促進法」では、「町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。」とある。1956年これに拍車をかけた新市町村建設促進法が制定され、「町村合併を行った市町村の新市町村建設計画の実施を促進して、新市町村の健全な発展を図りあわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより地方自治の本旨の充分な実現に資す」べく合併が強化されている。自治庁振興課内市町村自治研究会編著、『新市町村建設促進法逐条解説』の附録、資料、p. 196, 1956。
町村数の変化は次のとおり、
1945年 10,315, 1953年 9,868, 1954年 9,401, 1955年 4,322, 1956年 3,975, 1970年 3,334, 1971年 2,677
- (8) (5)で林は、面積、人口の広狭、多少が府県財政を左右する一大要因だとする。P. 203。そして、歳入における各府県の自主財源率をみる。神奈川 (82.3%)、大阪 (80.8)、東京 (73.9)、愛知 (71.8)、静岡 (62.6)、兵庫 (61.8)、京都 (56.7)、埼玉 (56.0)、……しかし、面積1位、人口も多い北海道は30.2%で31位、面積2位、人口中位の岩手が21.2%で44位、面積最下位の大阪が上記のとおりで、論旨が矛盾する。これは、林も別のところで指摘するように、「わが国の資本主義的發展が拠点的に進展した結果」であり、ここでは、まさにそのことの内容が問われなければならないのである。そして、国民一人一人が、いかに、その財政によって恩恵をこうむっているかが問題となるのである。
- (9) 1888年の法律によって設けられたロンドン・カウンティの組織は、ロンドン旧市 (The City of London) と28のバラ (metropolitan boroughs) からなる連合体である。1898年の大ニューヨーク市は、合併の母体たる旧ニューヨーク市とブルックリン市を市区とし、併合された新市域を3つの市区 (Queens, Bronx, Richmond) にわけた。しかしこれらの市区はすべて地方議会ももたず、法人団体にもならなかった。

- 連合制度 (municipal federalism or federated city) とは、ふつう、大都市的地帯を一つの政治的単位とし、同時に、その地帯内における地方政府の存在とその自治権とをそのままにしておくという方式をさす。長浜政寿：『地方自治』, p. 182, 183, 1952.
- (10) 田中角栄：『日本列島改造論』p.20, 1972.
- (11) 経済企画庁編：『新全総』, p.6, 1969.
- (12) 同上, p. 20.
- (13) この時期の郡制等の動きについては、帝国自治団体調査会編：『帝国地方自治国体発達史』1924, 等を参照せよ。
- (14) 田中内閣, 行政制度審議会：州庁設置案のうち州庁設置に関する件の一
- (15) 同上参考案
- (16) 1945年6月, 勅令第350号。地方総監府官制第1条。この制度はその名のとおりに、府県を監督し、統率した。また、出兵請求権をもち、住民を『大東亜戦争』へ強力に参加させようとした。(14)も同じ。
- (17) (14), 六, 同参考案九。
- (18) 地方制度調査会(1957年)：地方制度の改革に関する答申, このとき、「道州制」施行は“急進的”であるとしてこのような少数意見がとりまとめられた。
- (19) 同じく民間レベルでは、1969年10月に、関西経済連合会から「地方制度の根本的改革に関する意見」がだされ、府県廃止、道州制施行をうたっている。
- (20) (10), p.32.
- (21) 田中二郎, 俵静夫, 原竜之助編：『道州制論』p. 104, 1970, でまとめられている。
- (22) 憲法調査会最終報告書, 地方自治に関する大石発言によると、「憲法は、何を地方公共団体とするかについては法律に譲っているものであり、したがって、法律を改正して都道府県を地方公共団体から省くこととし、その結果として知事を官選とすることはなんら違憲ではないと考えるべきである。また、府県の代わりに地方公共団体ならざる道州を設けることもなんら違憲ではないとする。」とある。このことは、いくただされている「道州制」の真の意図を物語っているように思われる。
- (23) 新全総では、生活圏が、地域開発の圏域の基礎単位とされている。住民の生活のための整備の基礎単位ではないのである。(11) p.15. 現に、高知、岡山など日本の過疎地においては、施設の都市集中により、回数の少ないバス路線等を利用して山村から都市へかよっている。しかも、バスは間引きされ、廃止される傾向にある。また、国鉄中央西線等にみられる「小駅廃止、無人化駅計画、貨物取扱い停止計画」などはこの方向と背反する。
- (24) (11), p. 20.
- (25) (10), p.120.
- (26) 西山卯三：「国土構成の一試論」, 『地域空間論』所収, p. 258, 1968.
- (27) P.Vidal de la Blache: Les régions françaises, “Revue de Paris”, 1910, pp. 821~841. La relativité des divisions régionales, 1911. dans “Les divisions régionales de la France”, 1913, pp.260. 野沢秀樹：「フランスにおける地域概念と地域区分」, 『人文地理学論叢』p.44による。
- (28) A. Demangeon : France économique et humaine, Tome II, 5^e~8^e parties. 同上野沢論文をみよ。
- (29) J. Labasse : La portée géographique des programmes d'action régionale française, “Annales de Géographie”, 1960, pp. 371~393. 同上野沢論文をみよ。
- (30) Jacques-R. Boudeville : Les espaces économiques, (邦訳, 山岡春夫：『経済空間一地

域開発計画の理論と実際一』p. 25, 26.

この書では、「企業の立地を、地域の中心都市、小都市、町・村のいづこにえらぶべきか？ 経済発展の核ともいうべき成長点と主動産業 (les industries motrices) をいかに選ぶべきか？ いかにして、成長点と主動産業に、十分な市場、十分な特化、競争可能なコスト、を可能ならしめることができるか？ という発問からはじまり、「恵まれたものの恵まれざるものへの援助」という点がのべられている。このことは、彼の立場が徹頭徹尾資本の立場にたっており、戦前の「持てる国と持てざる国」ということを強調した地政学の新しい形を示すものといえる。

- ③1) Club Jean Moulin : Les Citoyens au Pouvoir 12 Régions 2000 Communes (邦訳萩田保, 荒木昭次郎, 寄本勝美: 『広域行政, 権力を市民の手に』, p. 18, 1970.)
- ③2) 1969年4月, ドゴール大統領が, 地方制度と上院を改革する法案を提出し, 国民投票にかけたが, フランス国民によって拒否された。同上, 付録, p. 154.
- ③3) ③1)で Club Jean Moulin が主張するもの, これは, 先にみた J. Labasse の「計画地域」的な地域の把握のし方と類似している。
- ③4) ジャック・デュクロ: フランス共産党の自治体活動, フランス共産党中央委員会総会 (ドランシー)での報告, 『世界政治資料』所収 No. 338, p. 32, 1970. フランス共産党の国民への提案: 市町村自治体の社会的, 近代的, 民主的運営にかんする協定案, 同 No. 345, p. 25, 1970.
- ③5) ここにおいて, エンゲルスが, 1871年, エアフルト綱領草案批判において, 「全政治権力を人民代表機関の手に集中せよ」とのべ, (共和国政権) ひいては地方政権への住民参加の強化を提案したことが想起される。彼は, 1792~1798年までのフランスの県, 市町村が, 当時のアメリカ型のように, 完全な自治をもつことを指摘し, 当時民主的だとされたスイスの連邦制において, 州政府が県長官や知事を任命している点を批判した。「こういうことは, イギリス語系の国々では全然みられないことだし, 吾々もまた将来はプロシヤの郡長や県参事官と同様, こうしたものもつつしんでねがいさげにしたい」としている。エンゲルス: 「1891年の社会民主党[エアフルト]綱領草案の批判」, 『マルクス, エンゲルス選集, 第17巻』所収, p. 387~389, 1954.
- ③6) Dr. Wilfred Burns, Government, Planning Authority and the Planning Council よりの選抜混成 team: Strategic Plan for the South East, 1970. (邦訳, 日本地域開発センター編, 『世界の総合開発計画(Ⅲ) イギリス編』1972), この書によれば, 「現在, イングランド東南部地域には, 1,700万人以上の人が住んでいる。しかも今世紀末までには, さらに400万ないし500万人の人口増加が予想され, すでに限界に達している環境に対する圧力がさらに悪化することは避けられない情勢にある。本報告は, これらの推定される事態に対処するために, この地域に関する厳密なマスター・プラン (master plan) を勧告するということではなく, 地方計画庁がストラクチャー・プラン (structure plan) を作成し, 都市計画上の責務を遂行できるよう, そしてまた, 将来におけるこの地域に対する公共投資やその他の施策が適切に配慮されるような弾力的なフレームワークを提案する」ということをその目的としている。
- ③7) 同上, p. 140~143.
- ③8) 同上, p. 173.
- ③9) Ebenezer Howard : Gaden Cities of To-morrow (邦訳, 長素連: 『明日の田園都市』, p. 39, 1967)
- ④0) E. Howard の提唱した“田園都市”は, 最初レッチワースで出現した。第2のそれは1920年に創設されたウェルウィンである。ウェルウィンは1946年のニュータウン法にもとづいて1948年に新たに指定された。指定面積は1,744haである。労働人口の85%はこの町に勤めているとされる。ニュータウンといえは, “a new town deliberately planned and built, and a self-contained town”を意味するとされる (後藤一郎: 「イギリスにおけるニュータウンの建設と地

方自治』、『早稲田政治経済学雑誌』第184号, p.26. 1963) が、ロンドンに近い、労働者として毎日流出している。エンゲルスの「資本主義の大工業は、たえず都市から農村へ逃避することによって、たえまなく大都市をうみだしている。」という命題が、ここにおいても登場ははじめていいる。『反デューリング論』、『マルクス・エンゲルス選集』第14巻所収, p. 495, 1952.

- (41) 西ドイツ内務省編, 邦訳, 日本地域開発センター編: 『各国の総合開発計画 (I) 西ドイツ』 1971.
- (42) 同上, p. 149.
- (43) 同上, p. 154.
- (44) 同上, p. 156~163.
- (45) 専門委員会では、郡の大幅な拡張、行政管区の数の減少という意見が強い。後者については、オルデンブルクの“西ニーダーザクセン,”リューネブルクの“北東ニーダーザクセン”, ハノーバーの“ハノーバー”, プランシュヴェイクの“南東ニーダーザクセン”のみにへらし、行政管区の権限を強め、中央集権の意図を示している。
- (46) 同上, p. 110.
- (47) 地域整備計画関係閣僚委員会は、1968年2月と、11月に、次のような決定をしている。A, 中心地とその関連地域, B, 地域整備と長距離道路計画 (道路網, とくに長距離道路網確立が、地域整備に重要な役割を果たすという見解に達し、その法的根拠やアウトバーンの意義などを説明した), C, ドイツ政府の交通政策計画の立場 (個々の交通部門に課題を分割するようにした), D, 1970年国勢調査に際して地域整備と国土計画からの要請を顧慮すること (人口調査結果を行政管区にとられることなく統一して研究できるための前提を形成すること, 国勢調査の結果をできるだけ早く利用することを重視するなどを勧告した), E, 人口集中地区の調査 (居住および職場が、非常に密集した平野地区を地域整備に関する基本概念として把握することが必要だとされた。これにはライン・ルール, ライン・マインなど24地域が指定されている), F, 有軌道交通の促進 (幹線と私有鉄道によって工業部門のための有軌道交通が促進されることは地域整備と国土整備にとって有益だとし、鉄道と有軌道運輸の増大は交通量を種々の公的運輸網に選択的に分散させることにより、道路の負担軽減に行なったとした), G, 上級行政官庁の所在地と管轄区域の問題に対する地域整備上の観点 (管理官庁の所在地と地域的な管轄区域の決定は地域整備にとって重要だとした。たとえば、行政官庁の管轄範囲は、その所在地の決定の際に関連づけられていた中心地に対応する関連地域とは、機能・規模とも一致していないので、他の所在地が好まれるなどの意見をのべている)。“広域生活圏”的な考え方は、このうちAによくあらわれており、後に示した“連邦内務大臣直属の地域整備関係諮問委員会の報告”とあわせ検討すべきである。同上, 付録, p. 213.
- (48) 同上, p. 225.
- (49) 新全総では、「広域生活圏内の各地区と地方中核都市とを少なくとも1時間程度で結びうるよう、広域生活圏内交通網を新たに計画し……」とあり、所要時間においても一致する。(41), p. 35.
- (50) 「大規模開発プロジェクトの事業主体については、資金の調達、事業の実施等の面で効率の推進が図られるような組織とする必要がある。このため、たとえば、産業プロジェクト等においてはプロジェクトの中核的な事業の実施主体として公共・民間の混合方式による新たな事業主体を創設して民間資金の導入を図る方式、進出予定の民間企業が共同して設定した新会社による方式、これに民間ディベロッパーの参加を求める方式等大規模開発プロジェクトの内容に適合した方式を検討する。」(41), p. 73.
- (51) (9)において、長浜は、A. C. Millspaugh についてのべ、自治体の適正規模 (the proper or optimum size of a local unit) を決定するには、共同社会 (the community), 行政量 (the

service unit), 財源 (the self-financing unit) および行政の便宜 (the area of convenience) という 4つの条件が考慮されねばならないとする。

- 62) 宮本憲一, 柴田徳衛: 『地方財政—現代資本主義と住民の生活』, p. 221, 1963.
- 63) 宮本憲一: 『国土開発と都市政策』, 『日本の都市問題』, p. 235, 1969.
- 64) 中央政法幹部学校国家法教研室編: 『中華人民共和国憲法講義』, p. 247, 1960.
傍点部の「行政区域の範囲をひろめ」という箇所は, 先の宮本憲一の論と矛盾するようにみえるが, ここでは帝国主義の植民地, あるいは, 資本主義国であった各国がその状態からぬけだし社会主義へ移行するという歴史的条件を考慮しなければならない。
- 65) 鶴岡重成: 「人民ポーランドの経済過程—6カ年計画(1950—55年)を中心に—」 阪東宏編 『現代ポーランドの政治と社会』所収, p. 111, 1969.
- 66) 竹浪祥一郎: 「東欧人民民主主義諸国の社会主義建設」, 『現代社会主義講座 V, 人民民主主義の政治と経済』p. 94, 1956. 6カ年計画の4年間において, 工業生産額が128%増となり, 計画の97.1%増を突破しているにもかかわらず, 農業は10%にすぎなかった。
- 67) 同上, p. 63. 当時富農経営は30万戸に及んだ。
- 68) ヒューレット・ジョンソン: 『東欧の新世界』, p. 80, 1956. Eastern Europe in the Socialist World.
- 69) A. Karpinski : Dwudziestolecie 1944—64 s. 130, 1964. 69) p. 132 の表より。
- 60) ゴムウカ: ポーランド統一労働者党, 第8回中央委員会総会におけるヴワジスワフ・ゴムウカの演説, 69)付録所収, p. 225. Nowe Drogi, nr 10, 1956, s. 21~46.
- 61) 69), p. 102. 鈴木輝二: 「ポーランド人民共和国の国家組織」
- 62) 1952年7月セイムが採択したポーランド人民共和国憲法, 第5章, 国家権力の地方機関の第34条に規定されている。国民評議会は住民により4年の任期で選挙される。
- 63) 土方与平: 「ポーランドにおける社会主義の形成」, 『社会主義世界の形成』, 岩波講座現代3 所収, p. 97, 1963.
- 64) 1950年6月に, 労働者たちが, 穀物のみのった畑のまんなかに一本の杭をうちこんだ。その杭にはつぎのようなことを書いた板がついていた。「われわれはここにノヴァフユタの鋼鉄工場を建設する」と。こうして建設のはじまったノヴァフユタは, クラコウを結ぶ通路が建設され, 共同住宅などが整備されている。68), p. 16.
- 65) M. ボホルリッ: 「民主主義的中央集権制の原則を实行する上での若干の問題」『平和と社会主義の諸問題』所収, p. 110. 1960—76一元的に工業を体系化しようとしたのである。
- 66) S. クジンスキー: 「社会主義国家と国際分業」, 同上, p. 105.
- 67) ポーランドでは, 西暦2000年における未来都と村落の図を示す特別の予測まで作成されているとする。カジミェジ・セツオムスキ: 「予測, 計画, 経済政策」, 同上, 1971—夏季号, p. 94.
- 68) ポーランドにおいては県の下に郡があるが, 現在のところ, 後でみるルーマニアやチヨソン民主主義人民共和国のような積極的な意義は有していない。
- 69) 平田重明: 「勤労農協による大規模農業の実現—ブルガリア農村の社会主義的改造の実情から—」, 『労働・農民運動』p. 207. 1971—11.
- 70) 1971年5月, 全人民投票によって採択された。この新憲法は, ブルガリアの「基本法として, すべての生活面における社会主義的社会関係の勝利を確定し, 政治制度の主要な諸原則を規定し, そして発達した社会主義社会を建設していくための法的基礎」とされている。ボリス・ヴェルチェフ: 「ブルガリアにおける新憲法と民主主義の発展」, 『平和と社会主義の諸問題』p. 91, 1972—夏季号。
- 71) この特徴は, (1)生産が高度に集中され, 専門化が部門別に深化された巨大な, 経済的に強力な

- 組織体である。(2)いくつかの協同組合農場、国営農場、あるいはそれら双方が、各自の経済的・法的独立を保ちつつ、自発的に統合することによって創出される。(3)その管理は(72)でみるごとく)参加する農場および農業員の自発的同意と民主主義の原則を尊重しつつ、各経営から選出された代表者がその構成員となる代表者会議を通じて実現される。(4)最終的には各経営間に存在する所有の相違を克服し、国民経済の垂直的統合をめざすものだが、現時点では労働生産性の急速な向上と農業生産の飛躍的な増大を実現するために、農業全体を工業的基盤のうえで発展させる、などである。岩林彪：「ブルガリア農業の発展—〈農工複合体〉創出の背景」、『経済』p.247, 1971—11.
- (72) (1)自由意志ということ、(2)農工複合体を設立する必要が科学的に論証されたこと、(3)複合体に加入する勤労協同組合および国営農場の自主性と組織形態を維持すること、(4)地域的統一、(5)この管理が民主的であること。の5つである。イワン・アバジエフ：「農工業複合体はブルガリア農業の新しい発展段階である」、『平和と社会主義の諸問題』, p.43, 1971—春季号。
- (73) ニコラエ・チャウシエスク：「国民経済の管理と計画を改良し、ルーマニアの行政区画組織を改善するための諸措置にかんする報告」、『世界政治資料』No.277, 1968.
- (74) Mihail Hașeganu : Wirtschaftsgeographie der Rumänischen Volksrepublik, s.47 1962 の区画。
- (75) M. A. Lupu : The Economy of Romania. p.22, 1968. なお、これにもとづき、松原昭、矢野俊平：「ルーマニアにおける社会主義工業の発展」、早稲田大学社会科学研究所ソ連東欧部会編、『ソ連東欧社会の展開』所収において、ルーマニアの解放後の工業化がのべられている。階級構成については、同上、及び、И. А. Витвер : Экономическая география зарубежных стран, стр.65, 1967.
- (76) (73) p.46.
- (77) 同上, p.47.
- (78) これで、従来経済的に不均等発展していた地域の回復がはやめられた。Maramureș Dobrușdscha, Suceava, Bacău, Oltenien などの地域である。経済的不均等発展の問題については、ゲオルゲ・アポストル：「社会主義建設を完成しつつあるルーマニア」、『平和と社会主義の諸問題』, p.18, 1961—5に詳しい。
- (79) 田中雄三：「ルーマニアにおける経済発展と経済改革の特徴」、『経済』, p.199. 1971—12.
- (80) (75), 松原, 矢野論文, p.294.
- (81) ルーマニア社会主義共和国国家計画委員会副議長ミルチャ・ザラが、『平和と社会主義の諸問題』誌の代表とルーマニア社会主義共和国の党および国家機関の指導的活動家との懇談会において行った報告でのべている。「ルーマニア社会主義共和国における工業の組織と管理」『平和と社会主義の諸問題』p.73. 1971—夏季号。
- (82) ニコラエ・チャウシエスク：「生産協同組合農業の成果と展望」Information Bulletin, 1969—2, 邦訳、『世界政治資料』p.2, 1969—5所収、で欠陥としてのべている。
- (83) 同上, p.4.
- (84) このことは、ハンガリーにおいてもみられる。ハンガリーでは、協同組合は農業生産協同組合の地域別連合体、全国評議会などの体系の主要な一環であり、そのことにより、いっそうそれぞれの農業生産協同組合の経営規模が決定され、専門化も生まれている。シャンドル・K・ナジ：「ハンガリー農村における協同組合政策」、『平和と社会主義の諸問題』p.103. 1972—夏季号。
- (85) ルーマニアとチョソン民主主義人民共和国の郡、その類似性についてはその名称の同一性はさておき社会主義建設の現時点における中央と基礎組織＝住民の生活を結びつけるための強力な中間項としてとらえられる。このことの一般性については、今後検討を要する。

- 96) レ・ズアン：「社会主義の革命路線を堅持して強力な地方経済の建設に前進しよう—地方経済建設の諸問題」、『世界政治資料』No.300, p.10. 各地方が均衡をとって合理的にその経済を発展させるための必要な条件をつくりだし、中央が中央経済の建設と管理に適切な力を集中できるように、中央は省に対して経済、財政の級別管理を行っているが、地方の人民の食・住・往来については地方に重点をおいたのである。
- 97) ベトナム労働党第19回中央委員会総会，コミュニケ。
- 98) 美土路達雄：「ベトナムの農業に学ぶ」『ベトナムの農業と農民』所収，p.328, 1970.
- 99) Doan Trong Truyen, Pham Thanh Vinh : Building an Independent National Economy in Vietnam, p.144,1964. 一方、農業内部での充実もはかられている。たとえば、1968年ころから、協同組合の一村一組合化がすすんでいる。ナムハ省ソントイ県スォンフォン農業生産協同組合、クワンビン省チュンチャッキ村などの例をみよ。和田正名：「抗米救国戦争のなかの社会主義建設—北ベトナムからの報告—」、『経済』p.167, 1971—10.
- 90) チュオンテン：「断固として欠点をあらため、優點を發揮して、農業協同組合運動を着実に前進させよう」、『ニヤンゴン』1969. 1. 29—30. 『世界政治資料』No.308 p.21, 1969.
- 91) 大行政区の内容については、倉石武四郎編：『変革期中国の研究』p.221, 1955をみよ。
- 92) 薛貽源：「中華人民共和国行政区域的劃分」、『地理学報』p.84. 24—1. 1958.
- 93) 郷の変遷については、拙稿：「人民公社」河野通博編：『世界地誌ゼミナール東アジア編』，p.102. 1971 参照のこと。
- 94) 中国研究所編訳：「中華人民共和国憲法」p.27, 1955 憲法第53条，(3) 県・自治県は、郷・民族郷・鎮にわける，とある。
- 95) 92 p.97.
- 96) 김승준：우리나라에서농촌문제해결의 역사적경험，1965. (邦訳：朝鮮における農村問題解決の歴史的経験)、『月刊朝鮮資料』p.56, 1967—6. それぞれ、日本におけるゆいのような組織、中国における互助組については、拙稿：「中国農村における経済地域—専区級および人民公社級経済地域について—」、『史林』p.87, 53—3, 1970.
- 97) 同上，召論文，p.61. 食糧，種穀，勞力，役畜，農機具，營農などの条件が具備されている農民たちだけを集め、多収穫集団を形成するという現象があった。
- 98) 植民地における生産配置の特徴には、こうした工業の“沿岸部集中”という、いわば、法則的なものが存在する。中国における日本帝国主義をはじめとする勢力の生産配置については、拙稿：「中国における生産配置および生産配置計画に関する諸問題」『人文地理』24—1, p.3—12をみよ。中国においても、帝国主義により工業の沿岸配置が追求され、しかも、日本帝国主義は、日中戦争時それを攻撃のマトとした。拙稿p.11. ここでは、キム・イルソン「すべてを戦後の国民経済復興発展のために」、『金日成二卷選集，第一卷』p.196, 1966. をみよ。
- 99) 同上，拙稿，p.18. 中国においては、中央重視と地方の積極性、創造性の發揮という前提の下、既存地方工業の充実をその意図と合致させ、一方まったく新しい地域の開発をすすめた。
- (100) 조선민주주의인민공화국과학원 경제법학연구소：『조선민주주의인민공화국의 국가·사회체제』p.31, 1965.
- (101) 小田内通敏：『田舎と都会』p.229, 1934には、朝鮮の行政村についてふれている。
- (102) 藤戸新太：『朝鮮地理』，p.33, 1918.
- (103) 朝鮮総督府編纂：『朝鮮要覽昭和二年』p.67, 1925.
- (104) 同上p.68. なお、面については、本稿の1でみたごとき、資本主義国における「連合」のような“面組合”があった。面組合については、「面に於て処理すべき事務は概ね其の面のみの関係に止まり他面との利害直接相関聯すべきもの稀なるも其の事務の種類に依りては隣接面と共同

- (114) 『今日の朝鮮』 p. 86~90, 1960—3. の紹介。
- (115) 川越敬三：「量から質へむかう社会主義朝鮮の農業」、『労働・農民運動』 p. 203, 1971—6. 1954年11月に、16戸の貧農が、5, 6頭の牛と牛舎、農機具および30haの耕地を統合して組合を結成したのが最初だとされる。
- (116) それで、有名な청산리정신(チョンサンリ精神)と청산리방법(チョンサンリ方法)を導入し、局面を転換しようとしている。
- (117) 研究座談会、「金日成『わが国の社会主義農村問題に関するテーゼ』と朝鮮の農村問題」において、渡部学は、従来、鈴木栄太郎などにより、朝鮮の生活単位としての村の役割りが強調されていることを指摘している点に注目したい。『朝鮮研究』 p. 35, 1964—8.
- (118) 김일성：「우리나라 사회주의 농촌문제 관한 령지」 39~40 페이지, 1964.
- (119) 96 김일성文において指摘。
- (120) 指導方法については、協同農場内の作業班優待制や賞金制の導入と結びつけて、互協同農場経営委員会が大きな役割りをはたし、企業的経営方法を取り入れている。ホン・タルソン：『わが国の農村経営部門における物質的関心の原則の創造的適用』、(邦訳は『朝鮮社会主義農業論』とされている。) p. 187, 1971. 洪達善：「農業指導における企業的方法の創造的適用」、『朝鮮の現代科学技術・第2集』在日本朝鮮人科学者協会編：『朝鮮民主主義人民共和国における社会科学部門の研究成果』 p. 38, 1964 など参照。
- (121) 藤島宇内・畑田重夫編：『現代朝鮮論』 p. 163, 1966 のデータによる。
- (122) 村の農業、工業の統一的把握の方法は、史立成：「新型的農業領導体系」、『朝鮮人民高挙紅旗前進』 p. 83, 1963.
- (123) 工業と農業との直接的生産関係は、農工結合をいう場合、もっとも重要なものの一つとされる。これについては、김경애：「공업과 농업간의 직접적생산적연계」、『경제연구』, p. 15, 1966—4にくわしい。
- (124) 남인호：「사회주의 건설과 지방경제의 발전」、『경제연구』 p. 10. 1967—1で指摘。
- (125) 리ム・리ョン삼：「チョンソン労働党第5回大会に捧げる贈り物—地方経営工業」、『きょうの朝鮮』 p. 34, No. 166, 1970.
- (126) Три великие задачи технической революции—оригинальная программа технической революции для полной победы социализма после осуществления индустриализации, <Корейские ЛРОФСОЮЗЫ> стр. 12, No. 123, 1971. 김일성：조선로동당 제5 차대회에서 한중앙위원회사업총화보고(中国語訳, p. 29, 1972)
- (127) 김일성：「군의 역할 높이며 지방공업과농총경리를 더욱 발전시 겨 인민생활을 획기적으로 향상시켜자」 4 페이지, 1963.
- (128) 平田重明：「統一農協による大規模農業の実現—チェコスロバキア農業の社会主義改造の経験—」、『労働・農民運動』 p. 194, 1970—11.
- (129) 井出洋：「チェコスロヴァキアにおける社会主義の形成」、『岩波講座現代3, 社会主義世界の形成』 p. 93, 1963をみよ。また、統一農協のタイプI~IVなどの形態については、井手啓二：「チェコスロバキアにおける社会主義農業と農業企業の発展」、『立命館経営学』 9—2, 3, 1970および同、「チェコスロバキアにおける社会主義経済建設—発展過程と当面する課題—」、『経済』 p. 210, 1971—10. なお、ドイツ民主共和国のLPG(農業生産協同組合)のI~IIIのタイプとチェコ、チョンソンなどのそれとの比較検討はこれからの課題としてのこされている。
- (130) 40エンゲルス、すぐ続き。
- (131) 新全総と同じく、「産業基盤の整備」、「交通・通信網体系の確立」、「都市開発と生活環境整備」、「国土保全と水資源の開発」などがうたわれている。金万亭：「韓国の国土総合開発の分析」

『地理』p. 15~21, 1971—11.

(132) クロボトキン：農工業の調和（原題 Fields, Factories and Workshops.）（佐藤寛次訳）p. 299.

Summary

On the Rearrangement of the Local Government Areas and the Socialist Administrative Districts.

Masakazu KOMAI

In this article, we tried to study the problems on the rearrangement of the local government areas and the administrative districts in the capitalist and socialist countries.

Discussing these problems in Japan and other capitalist countries, the so-called “abolition of Fu-ken system” and the “enforcement of Do-shu system” or “regionalism” have been generally prominent, taking no account of the self-government and histories of the inhabitants.

On the other hand, in many socialist countries, Romania, Democratic Republic of Viet Nam and the D. P. R. K. etc., the object of the rearrangement of the administrative districts is to establish the self-government of the inhabitants, local democracy, the combination with urban and rural areas and the so-called regional base. For example, in the D. P. R. K., “Myon” was abolished in order to meet the social changes and to strengthen the local government. At the same time, we cannot ignore that they tried to enrich the local administration by including industries in the “pale of Gun”.

Thus, they intended to consolidate the basis of the socialist construction and to establish the socialist local government.

We should notice the fact that they pursue the “centralizational extension” on the administrative districts in the capitalist countries and the “inner-enrichment”, in the socialist countries.